

芸術活動の底辺を支える米国政府機関の文化政策 －多様な非営利芸術機関（N P A O）の育成に向けて－

都市開発部 主任研究員 吉本 光宏
mitch@nli-research.co.jp

＜要旨＞

1. 米国の文化政策（Arts Policy）は、そのまま助成政策（Funding Policy）といわれる。その背景には、政府機関は文化事業や文化施設の運営を直接おこなわず、民間の非営利芸術機関（Not-for-Profit Arts Organization、N P A O）の活動を支援・育成するという基本的な考え方がある。
2. そのための連邦政府の政策は、①全米芸術基金（N E A）を経由した幅広いN P A Oへの助成活動と、②個人や民間企業・財団からの寄付活動を誘導するN P O関連の税制のふたつが柱となっている。しかも、N E Aの助成金がN P A Oの「保証」として機能し、税制上の優遇措置に裏打ちされた民間からの資金導入に大きな役割を果たすなど、助成金とN P O税制という二つの政策が、相互に作用しながらN P A Oの活動を活発化させている点は、とくに注目できる。
3. N E Aは、96年度に予算が大幅にカットされ、事業の枠組みが変更されたが、それまでの活動をとおして、全米に芸術活動を普及させ、米国の芸術活動の底辺拡大と観客層の育成を促した功績は大きい。同時に、設立時には限られていた州政府以下の地方の文化局や文化部、各分野のN P A O、さらには民間の立場から芸術振興を推し進める「芸術サービス機関」の設立・運営にも大きな役割を果たしている。
4. N P A Oの活動を支援する税制では、①N P Oの設立手続きを簡素化したうえで、税制優遇を受けられるN P O（501(c)(3)団体）の資格取得は厳しくチェックされること、②民間、とくに個人寄付に対して所得の最高50%の控除を認めるなど様々な税制上の優遇措置が設けられていること、③収益事業もN P Oの公益目的に合致したものであれば、法人税を免除することによって、市場からの財源確保を奨励していること、の3点が主要なポイントである。

5. 州政府や市などの文化政策も、助成金によってN P A Oの活動を支援するという基本構造は、連邦政府と同様だが、事業助成ではなく、人件費などN P A Oの一般運営費に対する助成によって、運営基盤そのものを支えている点はわが国にはないしくみである。
6. ニューヨークを例にとれば、州政府の文化局（N Y S C A）、市の文化部（N Y D C A）、個人アーティストへの支援を主目的に州政府が設立した民間財団（N Y F A）の三者が、相互に補完しあいながら、多様で活発なニューヨークの芸術活動を支えている。
7. 助成活動以外では、N Y D C Aのアーティスト証明書、リサイクル品の芸術活動への活用、あるいはN Y F Aの「創造芸術家」を支援する助成制度や経営の専門的ノウハウを提供するプログラムなど、芸術家や芸術団体の活動の底辺を支える様々なサービスを提供している点がユニークである。
8. こうした米国の文化政策から、わが国は次の諸点を学ぶべきである。①N P A Oを中心とした文化政策の基本構造と活力の創出、②芸術活動の経済的效果の再評価による、ハード優先の予算構造の見直し、③既存の芸術機関、文化施設のN P Oとしての位置づけの確立。

* 本レポートは、筆者が、財団法人セゾン文化財団の助成によって、ニューヨーク、コロンビア大学大学院（アーツ・アドミニストレーション・プログラム）に在籍中に実施した調査・研究の成果にもとづいてとりまとめたものである。

<目次>

はじめに	5
I. 米国連邦政府の文化政策	5
1. 米国の文化政策の基本構造	5
2. 全米芸術基金（N E A）	7
(1) 歴史と実績	
(2) 助成金の位置づけと効果	
(3) 96年度以降の変更点	
(4) 現在のN E Aの活動	
3. 非営利芸術機関（N P A O）の基本構造と税制による活動支援	13
(1) N P A Oの社会的な位置づけ	
(2) N P Oの資格要件 —パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーション—	
(3) N P Oへの寄付に関する税制上の優遇措置	
(4) N P Oの収入に対する税制上の優遇措置	
(5) N P O関連の税制の意味	
II. 米国の地方政府の文化政策	23
1. 米国の芸術文化を担う政府系組織、民間機関等の基本構造	23
2. 州政府文化局（S A A）の文化政策の概要	25
(1) S A Aの予算と活動の概要	
(2) S A Aの助成対象	
III. ニューヨークの政府機関による文化政策	28
1. ニューヨーク州文化局（N Y S C A）	29
(1) 歴史と予算の推移	
(2) N Y S C Aの基本的な考え方と事業内容	
(3) 助成対象と決定のプロセス	
(4) 具体的な助成内容	
2. ニューヨーク市文化部（N Y D C A）	33
(1) N Y D C Aの政策の基本構造	
(2) 資金提供部門	
(3) サービス部門	
(4) 学校における芸術教育への取り組み	
(5) 運営体制	

3. ニューヨーク芸術財団 (N Y F A)	39
(1) 事業予算と事業の構成	
(2) 助成部門	
(3) 財政支援部門	
(4) 教育普及事業	
(5) その他情報サービス等	
4. ニューヨークにおける芸術の経済的効果.....	46
(1) 芸術産業の経済波及効果	
(2) 公的資金の投資効果	
(3) 芸術における経済的効果測定の意義	
IV. 米国政府機関の文化政策から学ぶこと.....	49
(1) 文化政策の基本構造	
(2) 地方自治体の文化政策	
(3) 既存芸術機関のN P O化	

◎ 用語の定義・範囲について（下記以外に注釈の必要な用語については、本文中もしくは脚注に示した）

- *本レポートで取り扱う文化の範囲は、演劇、音楽、ダンス、美術、写真、文学、メディア・アートなどの「芸術」を主な対象とし、いわゆる「生活文化」系のものは含まない。
- *米国では、Theater、Museum of Art などの文化施設は、劇場、美術館といった建物よりも、それを運営する機関や芸術団体を指すことが多いため、本文中では「芸術機関」という表現を用いたが、これには文化施設も含まれている。また、博物館には動物園、植物園も含まれるケースがある。
- *米国では、個人の芸術家に関しては、作曲家、美術作家、脚本家、振付家、作家など自ら新しい芸術作品を生み出す芸術家 (Creative Artist) と演奏家や俳優、ダンサーなど作品の上演、再現をおこなう芸術家 (Interpretive Artist) を区別することが多いため、前者を「創造芸術家」、後者を「実演芸術家」として区別した（ただし、両者を指す場合は単に「芸術家」もしくは「アーティスト」と表記した）。

はじめに

米国の芸術団体や文化施設の運営は、個人や財團、企業など民間セクターからの寄付金を中心とした財源によって支えられている。その割合は、総文化支出⁽¹⁾の9割以上を占め、連邦政府や州政府等、政府機関の支出額は10%未満である。一方わが国では、総文化支出の9割を地方自治体が、7%を中央政府がそれぞれまかなっており、民間はわずか3%と米国とは対照的な構造を持っている⁽²⁾。

こうしたことから、米国の芸術文化政策については、これまで、多様な民間支援のあり方が、紹介、研究されてきた。しかし、絶対的な予算額は少ないものの、政府機関の文化政策のプログラムを見ると、限られた資金をどこに投入すれば、芸術機関や芸術家の活動が活発になるか、また、どういうプログラムやサービスを提供すれば、芸術活動全体の底辺を広げ、水準を上げることができるか、といったことが戦略的に取り組まれているように見受けられる。

これまでも、連邦政府の芸術助成機関である全米芸術基金（National Endowment For the Arts、以下NEA）については、わが国の芸術文化振興基金のモデルになったこともあり、すでに広くその存在が知られているが、予算が大幅に削減され、事業の枠組みが変更された96年度以降の状況についてはまだ十分に研究されていない。また、米国の州政府あるいは市の文化局、文化部などの文化政策については、これまであまり紹介されることがなかった。

そこで、本レポートでは、最近のNEAの状況や、米国の州、市等の地方政府を含めた政府機関の文化政策について、その基本的な構造や戦略、具体的な政策の内容について整理・分析をおこなった。とくに州政府以下の文化政策については、ニューヨーク州とニューヨーク市の3機関に焦点をあて、事業内容等を詳しく整理した。そのうえで、これら米国の政府機関の文化政策から、わが国が何を学ぶべきか、またそれがどのような意義を有しているかについて考察をおこなったものである。

I. 米国連邦政府の文化政策

1. 米国文化政策の基本構造

米国文化政策（Arts Policy）はそのまま助成政策（Funding Policy）だといわれる。つまり、助成金の配分のしくみそのものが、文化政策そのものだというのである。その背景には、本来的な意味の文化政策が存在していないという批判的意味合いも込められているが、逆に、助成金配分の考え方やしくみそのものに、文化政策に対する考え方方が明確に表れているのも事実である。

助成金の配分が文化政策の骨格となっている背景には、政府機関（州政府、郡、市等の地方政

⁽¹⁾ チケットの売り上げなどの市場からの収入は除く。

⁽²⁾ 電通総研「欧米主要5ヶ国の文化支出に関する調査研究」1996年

府含む）は直接的な文化事業を行わず、民間の非営利の芸術機関（Not-for-Profit Arts Organizations、以下NPAOと略⁽³⁾）の活動を支援・育成するという基本的な考え方がある。

米国では、ブロードウェイの商業劇場や作品を売買するコーマーシャル・ギャラリーなど、営利を目的とした一部のものを除いて、ほとんどの芸術機関はNPAOとして設立・運営されている。このことはわが国でも徐々に知られるようになったが、メトロポリタン美術館やリンカーン・センター、ニューヨーク・フィルハーモニーといった大規模な文化施設や芸術団体だけではなく、小規模なものも含め、各種芸術団体や文化施設のほとんどは、NPAOとして運営されている。

多くの博物館を管理運営するスミソニアン機構やナショナル・ギャラリー、ケネディ・センターなどは、連邦政府が運営あるいは設立に深く関わり、主な財源も連邦政府からの支出によってまかなわれているものの、わが国の都道府県や市町村が、数多くの劇場やホール、美術館等を建設、運営しているのに対し、米国の州政府や市が直接文化施設を運営するのは、一部の例外を除いてきわめてまれである。

そこには、米国の建国以来の歴史が色濃く反映されている。第一に、「政府が存在する前に地域社会が存在していた」という言葉に代表されるように、もともとヨーロッパからの移民によって建国された米国では、市民自らが社会の公共的なサービスを担う必要があった点があげられる。教育や医療、福祉などわが国では政府機関が担う公共的サービスを、NPOが民間の立場から提供しているケースも多く、芸術文化についてもその延長線上に位置しているのである。

そして第二に、現在の世界有数の美術館やオーケストラなどが、19世紀から20世紀初頭にかけて資本主義の繁栄とともに莫大な財産を築いた大富豪によって設立された点も見逃せない。芸術文化はもともと民間人の手によって育成され、発展してきたのである⁽⁴⁾。

では、こうした民間の芸術活動を支援・育成するために、連邦政府はどのような政策を講じているのだろうか。政府の政策を、仮に、①予算配分、②立法の二つに集約して考えると、NEAは①予算配分に相当するものであるが、連邦政府の文化政策を語るとき、②に相当するものとして芸術文化機関を含めたNPO関連の法律（NPOの設立・認可、NPOへの寄付、NPOの収益事業、それぞれに関する税制上の規定）を無視することはできない。州政府以下の政策は、州法の違いも含めて、州や市によってまちまちであるが、NPAOに対する助成活動が中心になっている点は、連邦政府と同様である。

これまで、米国の文化政策を論じる場合、個人や民間企業から活発な寄付を生み出す制度、ならびにその寄付金の額の大きさだけが、ある種の羨望も含め、わが国ばかりか、公的な文化予算の削減に苦しむヨーロッパ諸国からも、将来のあるべき姿として語られることが多かった。

しかしながら、予算の規模は小さいとはいえ、NPAOに対する政府機関の助成や様々なプロ

⁽³⁾ 日本でもNPOという言葉は定着してきたが、NPOには芸術文化以外にも多様な活動を行う民間非営利機関が含まれるため、本レポートではそれらと区別し、かつ民間非営利芸術機関という訳語を簡略化する意味からNPAOという表現を使うこととした。

⁽⁴⁾ ワシントンのナショナル・ギャラリーの膨大なコレクションも、もとはアンドリュー・W・メロンから寄贈されたものである。

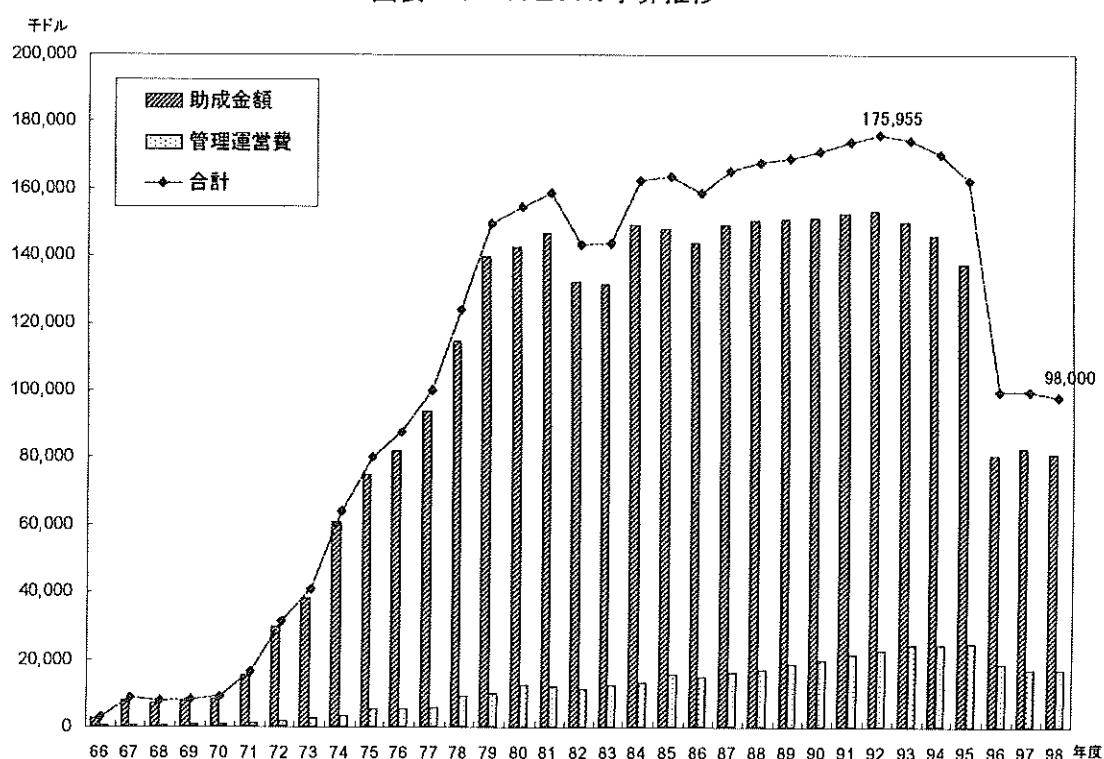
グラム、サービスなどが多様な芸術活動の底辺を支える役割は大きいと思われる。まず、その中心的役割を果たしているNEAの歴史と実績、現在のプログラムの概要を整理してみよう。

2. 全米芸術基金（NEA）

(1) 歴史と実績

NEAは、1965年に連邦政府によって全米芸術・人文科学財團(National Foundation on the Arts and the Humanities)の一部門として設立され⁽⁵⁾、それ以来30余年の間に、11万1,000件の助成をおこなってきた。66年度に250万ドル（3億円、US\$1=120円で換算、以下同様）でスタートした予算は一貫して増え続け、92年度には、1億7,600万ドル（約210億円）に達した。その後96年度には40%削減され⁽⁶⁾、現在は1億ドル（120億円）前後で推移しているが、設立以来98年度までのNEAの助成総額は約33億ドル（約4,000億円）にのぼる。

図表-1 NEAの予算推移



(注) 76年度の年度期間切り替えにもなう移行期間(四半期分)のデータは含まず

(資料) National Endowment for the Arts 1996 Annual Report 他より作成

⁽⁵⁾ NEA以外にも同じ年に全米人文科学基金(National Endowment for the Humanities)が、また1976年に美術館サービス機構(Institute for Museum Services)が、同じ財團の傘下に設立されている。ただし、美術館サービス機構には現在図書館部門も併設され、Institute for Museum and Library Servicesとなっている。

⁽⁶⁾ もともと、連邦政府が芸術を助成すべきかどうかについては、賛否両論があつたが、80年代末になって、芸術の表現の自由と公的予算の関わり方について、ロバート・マイブルソープのホモセクシャルな写真表現やアンドレ・セラノの反キリスト教的作品の展覧会にNEAの助成金が使われたことで大きな社会的議論となった。その後、NEA不要論を唱える共和党議員の主張がきっかけとなって、連邦議会で活発な議論がおこなわれた末、96年度に予算が大幅カットされ、97年度には個人への助成金が原則廃止されるなど、助成の枠組みそのものが大きく見直された。98年度にも再度NEA不要論が連邦議会に提出されたが、反対多数で却下され、99年度もほぼ同額の予算が承認されている。

96年度に予算が削減されるまで、NEAの助成は、演劇、音楽、ダンス、美術、文学、メディア・アートなど、17の芸術分野に対しておこなわれ、芸術団体や文化施設だけではなく、個人の芸術家に対する助成金も含まれていた。65年から95年までのNEAの軌跡を振り返った“*A Brief Chronology of Federal Involvement in the Arts*”には、個人助成の実績として、60年代のマーサ・グラハム（振付家）、マース・カニンガム（振付家）、イサム・ノグチ（彫刻家）、70年代のリー・フリードランダー（写真家）、ウイリアム・ウェグマン（美術家）、ローリー・アンダーソン（マルチ・アーティスト）、80年代のレーモンド・カーバー（小説家）、マーク・モリス（振付家）などの写真が並んでおり、米国を代表する現代芸術家の育成にNEAが重要な役割を果たしてきたことがわかる。

また、NEAの予算は、一定の割合が州政府をはじめとした地方政府の文化局にも補助金として配分され、さらに州政府を経由して小さなコミュニティレベルの機関にも行き渡るしくみになっており、芸術や文化には縁の薄かった地方都市や地域でも、各種の芸術活動や芸術機関を生み出す原動力になっている。

実際、NEAの設立された65年以来、州政府の芸術局の数は5件から50件に増え、市やコミュニティ・レベルの小さな芸術機関の数は約400件から4,000件に増加した。また、この間ノンプロフィット劇場の数は56から425に、主要オーケストラの数は100から230に、オペラ・カンパニーの数は27から120に、そしてダンス・カンパニーの数は10倍にも増えている⁽⁷⁾。実際、ニューヨーク市に集中していたダンス・カンパニーの国内ツアーや、各地のリージョナル・シアター設立に対する助成など、NEAの戦略的な助成活動は、米国全体の芸術活動の活性化に大きく寄与したとされている⁽⁸⁾。

米国の芸術機関がNPAOとして活動を行うようになったのは、1950年代に入ってからである。NPOの中でも特に公益性の高い機関に対して税制上の特別優遇を措置した内国歳入庁（IRS）規定の501(c)(3)という法人資格（詳しくは後述）そのものは、1913年に制定されており、半世紀近くの間、その制度を使う芸術機関は非常に限られていた。一方、NEAの設立された65年以降、その助成額に比例するように、米国のNPAOの活動は急成長をとげており、NEAの助成金が、これらNPAOのシード・マネーとして大きな役割を果たしたことは容易に推測される。

(2) 助成金の位置づけと効果

公的機関からの助成金は、わが国の場合、取支上採算がとれない財源に対する補填というニュアンスが強い。しかし米国の場合、政府機関の助成金は、民間芸術機関を育成するための投資という発想で行われている。実際、NEAの助成金配分の基本方針には、投資（Invest）という単語が再三登場する。助成金⁽⁹⁾は、民間芸術機関の「起業」及び運営の安定化を手助けするシード・マネーとして機能しているのである。

⁽⁷⁾ Americans for the Arts調べ。

⁽⁸⁾ 片山泰輔「米国連邦政府（NEA）の演劇・ダンス支援政策の軌跡」Viewpoint 1997 No.4、セゾン文化財團

⁽⁹⁾ 実際の応募要項では、Grantという言葉が使われており、政府機関が使う場合には「補助金」という意味もあるが、本文解説のニュアンスを込めて特別な場合を除き、「助成金」という訳語を使うこととした。また、個人向けのFellowshipについても同様に助成金という訳語を用いた。

NEAをはじめ、政府機関の助成には、多くの場合、民間からのマッチング・グラント⁽¹⁰⁾が義務づけられている。この制度は、政府機関が助成先を決定する際に、民間からの資金調達ができることで、助成対象機関の適、不適を判断する材料のひとつと理解されていた。しかし、政府機関からの助成が、民間企業や財團、個人からの寄付金の呼び水になっている効果の方が大きな意味を有している。実際、NEAの助成金は連邦政府の“Imprimatur（承認）”あるいは“Seal of Approval（保証）”と呼ばれることも多く、まさしく「お墨付き」的な役割を果たしているのである。NPAOの担当者からは、「NEAなどの政府機関からの助成金は額は少ないものの、それがある種社会的な保証として機能している」という話を何度か聞いた⁽¹¹⁾。

さらに見落としてはならないのが、NEAの政策が観客の育成と底辺の拡大に大きく寄与した点である。米国の芸術や文化を考えるとき、活動の華やかさからどうしてもニューヨークを筆頭とした大都市のものをイメージしてしまうが、米国全土に目を向けると、むしろそうした地域はきわめて限られている。文化や芸術にまったく感心のない人々が大半を占めるというような地域も数多い⁽¹²⁾。そうした、いわば芸術文化と縁の薄い地域に積極的に芸術的な催しや芸術家、芸術団体を誘致したり、地域コミュニティに根ざした芸術機関を助成することによって、こうした地域の人々が芸術に触れる機会を創出し、その結果、芸術文化の普及と観客育成という底辺の拡大が図られている。

NEAは州政府や地域の芸術機関とタイアップし、アーティスト・レジデンシー・プログラムや芸術団体のツアー・プログラム、教育普及プログラム、コミュニティ・デザイン、民族芸術に関するプログラム、そして地域の芸術機関の創設などを通じて、都市化されていない地域での芸術活動を積極的に支援してきた。

しかも、実際のプログラムには戦略的な工夫が見られる。地域に芸術を広める活動は、総称して、アウトリーチ活動と呼ばれるが、若いアーティストを地域に派遣・滞在させ、地元でワークショップ活動を行うプログラムなど、地域に一方的に芸術を供給するという考え方ではなく、地域への芸術普及と若いアーティストの才能育成の両方を視野に入れたプログラムなどが工夫されている。

(3) 96年度以降の変更点

96年度にNEAの予算が大幅に削減されたことはすでに述べたとおりだが、その他の主な変更点は、図表2に示したとおりである。大きな変更点は、①個人の芸術家への助成がごく一部のジャンルを除いて中止されたこと、②芸術のジャンルごとにおこなわれていた助成分野が見直され、芸術機関を対象にした助成は目的別に4つの分野に整理されたこと、そして③使途目的を限定しない一般運営費へ

(10) 同額もしくは一定の比率で民間や個人からの寄付金を獲得することを前提に助成が行われる制度。

(11) 小さな劇場やノンプロフィット・ギャラリーのパンフレットやチラシにはNEAやニューヨーク州文化局（詳しくは後述）から助成を得ている旨がロゴ・マークと一緒に印刷されている。決して大きくはないが、民間のリストとは別扱いで、文字どおりそのNPAOの活動を保証するシールとして機能していることがうかがえる。

(12) 実際、ミネソタ、ワイオミング、アイダホ、ヴァーモント州では、70%以上の人口が非都市化地域（Rural Area）に居住している。イリノイ州やミネソタ州の文化局担当者や芸術機関の関係者は、わが国の伝統的な文化を引き合いに出して、米国民は概して芸術や文化に対する認識がきわめて低いと嘆くケースが多かった。

の助成が廃止されたこと、の三点であろう。とくに第一番目の変更については、もともと個人の芸術家に対する助成制度が限られていることもあって、この変更に伴い、地方政府、あるいは民間からの助成のあり方を大きく左右する恐れがあると、芸術界からは大きな反発があつた点である。

図表－2 96年度のN E Aの主な変更点

	1995年度以前	1996年度以降
年間予算	1億6,200万ドル（約194億円）	9,800万ドル（約117億円）
助成対象	演劇、音楽、オペラ、音楽劇、ダンス、美術、文学、メディア・アート、複合アート、デザイン、民族芸術など17の芸術分野に対する助成	対芸術機関 (Arts Organizations) • 芸術作品の創造と公開 (Creation & Presentation) • 芸術機関の将来計画の構築と運営の安定化 (Planning & Stabilization) • 伝統的芸術の保存、公開 (Heritage & Preservation) • 教育プログラム並びに芸術に触れる機会の増大 (Education & Access)
運営体制	273名のフルタイム・スタッフ	155名のフルタイム・スタッフ
年間応募数	16,000-17,000件 (個人助成9,000-10,000件を含む)	3,000件 (文学個人助成含む)
複数応募	機関は複数の分野への応募が可能	機関は毎年1件の応募に限定（協会との参加はこの限りではない）
個人助成 (Fellowship) に対する考え方	あらゆる分野について、個人への直接助成が可能	連邦議会の決定に基づき、文学、ジャズ、民族・伝統芸術に限り、個人への直接助成が可能
助成対象	一般管理運営費 (General Operating Budget) など、対象事業を特定しない助成も可能	特定の事業や活動に対する助成のみ

(資料) N E A URL (<http://arts.endow.gov/>) 掲載データなどから作成。

(4) 現在のN E Aの活動

N E Aの現在の基本理念 (Mission) は次のふたつである。

- ① 米国における芸術の価値 (Excellence)、多様性 (Diversity)、活力 (Vitality) を育成する
- ② 人々が芸術に触れる機会 (Public Access) を拡大 (Broaden) させる

これに基づき、現在は1997年度から2002年度にかけての5年間の戦略プランとして、次の4つの具体的な目標 (Goals) が定められている。

- ① 米国の芸術的な資源 (Resources) の開発 (Development)、有効性 (Availability)、保存 (Preservation) を促進する
- ② 芸術作品の創造 (Creation) と公開 (Presentation) の機会を醸成する
- ③ 教育的な経験を豊かにし、コミュニティの活力を向上させ、個人的な成長と豊かな生活を振興することにおいて、芸術の役割を増大させる
- ④ N E Aのサービスの質と運営効率を向上させる

図表－3 N E Aの助成プログラムの概要

対象	項目	内容
機関・組織に対する助成 Grants to Organization	創造と公開 Creation & Presentation	新しい芸術作品の制作。 芸術作品（あらゆる文化的背景のもの、どの時代のものも含む）を一般市民に公開、展示、公演、出版する活動。
	計画と安定化 Planning and Stabilization	芸術機関の現状や課題の評価作業、改善策の構築。 組織的な体力強化、財政的な目標達成。
	文化的遺産と保存 Heritage & Preservation	米国の多様な文化的伝統を反映した芸術表現とそれを生み出すアーティストの保存、記録作成、一般公開など。 重要な芸術作品の保存。
	教育と芸術へのアクセス Education and Access	芸術機関、その他の機関が実施する、就学前から高校生向けのプロジェクトやその他すべての年齢の人々に対する教育的な事業。 広く一般市民に芸術の素晴らしさを身近なものにする事業（特に地理的、民族的、経済的条件から、芸術へのアクセスが限られた人々を対象とした事業を重視）。
州政府・地方芸術機関との共同事業 Partnership Agreements	州政府の文化局に対するサポート	各州の文化局の基本的な政策をサポートする資金提供。 芸術教育に関するプログラム。 非都市化地域、インナーシティ、芸術活動が十分に行き届いていない地域の芸術を育成するための州の政策。
	地方の文化機関に対するサポート	地域の文化機関の基本的な政策に対する基本的なサポート。 複数の州にまたがる公演やツアー・プログラムに対するサポート。
アーツリーチ（地方の芸術機関への助成） ArtsREACH		地理的な条件などから、芸術活動が限られている地域に対する特別なプログラム。
リーダーシップ事業 Leadership Initiative		全国的に重要な意味や大きな波及効果を持ち、ある分野においてモデルとなるようなプロジェクトへの助成。
その他	文学助成 Creative Writing Fellowship	散文及び詩の分野で優れた能力をもつアーティストと英語への翻訳に対する個人助成。毎年、散文と詩が交互に助成対象となる。
	民族芸術、伝統芸術奨励金 National Heritage Fellowship in the Folk and Traditional Arts	米国の伝統的な芸術財産を維持するために、毎年、12名を上限に授与される奨励金（10,000ドル）。民族芸術や伝統芸術の巨匠に対して授与される。一般公募ではなく推薦方式。
	ジャズ奨励金 Jazz Masters Fellowship	アフリカ系アメリカ人の伝統であるジャズという芸術表現で顕著な貢献を果たしたジャズの巨匠に対し、毎年3名を上限に奨励金（20,000ドル）を支給。推薦方式。
	文化勲章 (National Medal of Arts)	1985年に創設。文化勲章の候補者選定について、N E Aが原案を作成し、全米芸術評議会（National Council on the Arts）の検討を経て、大統領が最終決定。
調査研究、出版		芸術分野の調査研究の実施と、調査結果の出版など。

（資料） National Endowment for the Arts 1996 Annual Report、Grants to Organizations 1999、NEA URL (<http://arts.endow.gov/>) 掲載データより作成

現在この基本戦略は、1999-2004年をターゲットに、次の8つの目標（案）への変更が検討されている。①一般市民が芸術に触れる機会の増大（Access）、②芸術作品の創造と公開の促進（Creativity）、③米国の教育システム及び生涯学習における芸術の役割の増大（Arts Education）、④21世紀に向けた文化財産の保護・保存（Preservation）、⑤米国の芸術機関の組織的・財政的能力の向上（Organizational Stability）、⑥芸術をとおしたコミュニティの活性化（Community Art Development）、⑦NEAと公的機関、民間機関とのパートナーシップの強化（Partnerships）、⑧革新的、効率的、効果的な機関としてのNEAの強化（Strengthen the NEA）。

また、現在のNEAの事業内容は、図表3に示したとおりとなっている。このうち、機関や組織に対する助成は、以前の芸術ジャンルごとのものではなく、4つの目的別助成に区分されているが、実際の助成は、音楽、演劇、ダンス、美術など、基本的にはこれまでと同様、あらゆる芸術のジャンルが対象となっている。

アーツリーチ（ArtsREACH）は、NEAがこれまで“Americans for the Arts（地方の小さな芸術機関の協会組織）”と共同で実施してきたもの。地理的な条件などから、芸術活動の限られている地域への助成を強化する意味で、98年度以降、他のプログラムから切り離して実施されるようになった。第1回目の98年度には、97年度中にNEAの機関・組織に対する直接助成の件数が、5件もしくはそれ以下だった20の州^⑬が選ばれ、その地区内の芸術機関に84件、73万ドルの助成がおこなわれた。

また96年以降、NEAは全米の芸術活動にとって重要な意味や大きな波及効果を持ち、ある分野のモデルとなるようなプロジェクトに対する助成を、リーダーシップ事業（Leadership Initiative）として他のものから独立させた。このプログラムは、芸術振興の中核的プロジェクトとして位置づけられており、96年度以前のいくつかの既存のプロジェクトを継続し、また新しい分野に取り組むことが可能になっている。具体的には、①他の政府組織間・局間との共同事業（Intergovernmental / Interagency）、②各分野の重要プロジェクト（Major Field Significance）、③国際的プロジェクト（International）、④1000年プロジェクト（Millennium）という4つのカテゴリーに分けて助成が行われている。

助成先はそれぞれ、8名から10名の審査委員会によって決定されるしくみで、98年度の分野別助成金額等は図表4に示したとおりである。州政府や地方芸術機関への助成と、アーツリーチをあわせた助成額が、全体の40%に達しており、NEAが劇団やダンスカンパニー、美術館等へ直接助成するよりも、州政府の文化局をはじめ、地域ごとの事情に詳しい芸術機関に具体的な助成先の決定をゆだねていることがわかる。

さらに最近の傾向としては、芸術教育への重点配分があげられる。州政府以下の文化局でも同

^⑬ Alabama, Arkansas, Delaware, Idaho, Indiana, Iowa, Kansas, Mississippi, Montana, Nebraska, Nevada, North Dakota, Oklahoma, Rhode Island, South California, Tennessee, Utah, West Virginia, Wyoming

様の取り組みが行われており、NEAは97年度予算の10%を教育事業に配分し、また州政府とあわせて、2,400以上の地域で7,800件以上の芸術教育プログラムに3,000万ドル以上の助成金を配分している。

図表-4 98年度のNEAの助成実績

助成分野	件数	助成金額		シェア	1件あたり助成額	
		US\$	(万円)		US\$	(万円)
創造と公開	613	17,025,424	(204,305)	20.4%	27,774	(333)
計画と安定化	155	7,920,200	(95,042)	9.5%	51,098	(613)
文化的遺産と保存	140	4,164,400	(49,973)	5.0%	29,746	(357)
教育と芸術へのアクセス	265	9,290,000	(111,480)	11.1%	35,057	(421)
州政府・地方芸術機関への補助金	62	32,643,700	(391,724)	39.1%	526,511	(6,318)
アーツリーチ	84	733,427	(8,801)	0.9%	8,731	(105)
リーダーシップ事業	36	1,411,000	(16,932)	1.7%	39,194	(470)
文学助成	32	640,000	(7,680)	0.8%	20,000	(240)
	1,387	73,828,151	(885,938)		53,229	(639)

(資料) NEA URL (<http://arts.endow.gov/>)掲載データより作成

3. 非営利芸術機関（NPAO）の基本構造と税制による活動支援

(1) NPAOの社会的な位置づけ

NPAOは、それ自体の活動が米国の芸術活動の骨格を形成しているだけではなく、営利を目的とした芸術機関とも密接な関係を有している。その代表例が、オフあるいはオフ・オフ・ブロードウェイのNPO劇場と、ブロードウェイのコマーシャル・シアターの関係であろう。つまり、ブロードウェイで上演される作品の多くは、もともとNPOの劇場で創造・制作されたものが多く、過去20年間にブロードウェイで上演された作品のうち、NPOの劇場によってオリジナル作品が生まれたものは44%にのぼるという⁽¹⁰⁾。

作品の売買をおこなわないノンプロフィット・ギャラリーが新しいアーティストに作品公開の場を提供し、やがてコマーシャル・ギャラリーで取り引きされるアーティストへと成長していく、といったことも、NPAOと営利の芸術機関との関係を端的に示している。すなわち、NPAOは、米国の営利目的の芸術活動、つまり「芸術産業」をも支える重要な役割を担っているのである。

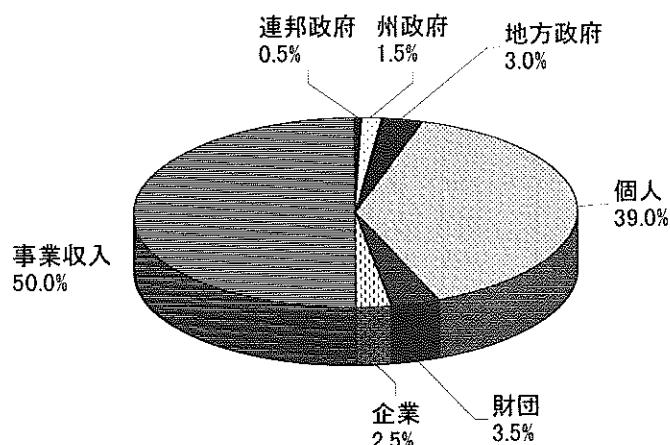
現在、全米のNPAOの活動規模は、370億ドル（4兆4,400億円）に達し、毎年、34億ドル（4,080億円）の税収を連邦政府の財務省に、12億ドル（1,440億円）を州政府に、そして7億9,000万ドル（950億円）をその他の地方政府にもたらしている。また、NPAOによって130万人以上が雇用され、252億ドル（3兆円）の世帯収入が生まれているという⁽¹¹⁾。NPAOの収入源

⁽¹⁰⁾ Creative America, A Report to the President by the President's Committee on the Arts and the Humanities, 1997

⁽¹¹⁾ Americans for the Arts 調べ

の割合は、図表5に示したとおりで、連邦政府、州政府、地方政府などの公的資金は5%に過ぎない。全体の50%を事業収入が占めており、次いで多いのが個人からの寄付金（約40%）となっている。

図表一5 NPAOの収入源



(資料) Americans for the Arts 調べ

こうしたNPAOの収入構造を分析するとき、NPOに対する税制上の優遇措置を無視することはできない。なぜなら、個人や財団、企業などからの寄付金が、運営財源の45%を占めているためである。NPOには、芸術以外にも医療や福祉、教育などさまざまな分野で活動する組織が含まれているが、連邦政府の文化政策にとっても、この税制がきわめて大きな役割を果たしている。その枠組みは、①NPOの資格要件に関する規定、②NPOへの寄付税制の優遇、③NPOの収益事業に対する税制上の優遇措置という3つの枠組みに整理できる。

(2) NPOの資格要件—パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーション

米国の民間非営利団体、いわゆるNPO⁽¹⁶⁾として登録できるのは、慈善(Charitable)、宗教(Religious)、教育(Educational)、科学(Scientific)、公共安全の試験(Testing for public safety)、文学(Literary)、アマチュア・スポーツ競技の育成(Fostering national or international amateur sports competition)、児童や動物の虐待防止(The prevention of cruelty to children or animals)の8分野を目的に設立、活動する団体で、芸術文化は教育分野の一部とみなされている。これらNPOは、広く公共のために利益をもたらすことが前提で、その活動によって得られたいかなる利益も個人に配分してはならないという点も重要なポイントである⁽¹⁷⁾。NPOの所

⁽¹⁶⁾ 米国の民間非営利団体には、主に会員へのサービスをおこなう業界団体、商工会議所、互助団体なども含まれるが、ここでは、後述する税制上の優遇措置を受けられる501(c)(3)団体(通常Public-serving nonprofitと呼ばれる)に限定して述べることとした。

⁽¹⁷⁾ これは、NPOが収益事業を実施した場合、利益を上げることが目的ではなく、その収益をNPOの目的を達成するために再投資しなければならないことを意味している。こうした考え方を明確にするため、NPOはNonprofitではなく、厳密には、Not-for-Profitと表現されることも多い。

有者がパブリックであるといわれる所以はこのあたりにある。

米国の民間非営利団体、いわゆるNPOの設立そのものはたいへん容易で、理事を3名置くなど、ある条件を満たせば州への登録手続きだけでほぼ100%設立が承認される。州政府としては、法人の設立は基本的に法人税の増加を意味するからである。しかし、NPOとして特別の税制上の優遇措置が与えられる503(c)(3)団体の資格を取得するには、NPOとしての登録終了後、あらためて内国歳入庁（IRS）に申請しなければならない⁽¹⁸⁾。IRSへの申請件数のうち、501(c)(3)の資格が与えられるのは4分の1程度だといわれており⁽¹⁹⁾、NPOとしての登録手続きに比べて、厳しい要件が求められている。この資格を有した法人が増えれば、税収の減少につながるということも厳しい資格要件が求められる理由のひとつだといわれている。しかも設立後は、IRSの監視下に置かれ、各種規定に違反した場合には民法、刑事法の処罰の対象になるケースもあるという。

そして、この501(c)(3)団体は、さらにその収入構造などから、パブリック・チャリティ（Public Charity）とプライベート・ファウンデーション（Private Foundation）の二つのタイプに分けられる。プライベート・ファウンデーションとして扱われると、寄付金控除に関する取り扱いが変わり、次のような不利益が生じる。

- 他のプライベート・ファウンデーションから寄付金を受けにくくなる
- 個人は、一般市場に公開されていない不動産、有形個人資産、株式等を寄付しにくくなる

また、規制的な税制⁽²⁰⁾が適応され、支出に対する規制、自己取引や株式の超過保有に関する規制、ロビーイング活動の禁止といった各種規制を受ける。

501(c)(3)団体のうち、パブリック・チャリティの資格は509(a)(1)～(4)の4つに分類されており、このうち、509(a)(1)、509(a)(2)に属するものについては、次のようなテストをクリアしなければ、プライベート・ファウンデーション扱いとなってしまう（つまり、プライベート・ファウンデーションは消極的な定義づけしかおこなわれていない）。

① 509(a)(1)団体

この分類に属する団体のうち、教会、学校や大学などの教育機関、病院、州立等の公立大学の援助を目的とした基金、政府系組織などは、パブリック・チャリティと認定されるが、これに合致しない場合は、次の二つのテストのうちどちらかをクリアしなければ、プライベート・ファウンデーション扱いとなる。

⁽¹⁸⁾ 審査にはある程度の期間を要するため、州政府にNPOとして登録後（fileされた時点で登録・設立されたことになる）、15ヶ月以内に申請をすれば、501(c)(3)の資格は設立時にさかのぼって適用される（もちろん資格が与えられた場合）。

⁽¹⁹⁾ VLA（Volunteer for the Arts、芸術家や芸術機関の法律相談にボランティアとして協力している組織）の経験値。「Giving USA 1998」によれば、現在活動をおこなっているNPOのうち、半分以上が1965年以降に設立されたもので、芸術文化関係以外も含めた全体の501(c)(3)団体の数は65万4,000件とされている。

⁽²⁰⁾ excise taxと呼ばれるが、消費税とは異なる税。

- ・「One-third support test」と呼ばれるもので、政府機関からの助成、市民や企業からの直接的かつ間接的寄付といった公（Public）からの収入が総収入の3分の1以上を占めていること
- ・「One-third support test」の条件に合致しない場合でも、「Facts and Circumstances Test」と呼ばれるテストによって、10%以上の収入が公（Public）からのものであり、かつ、継続的に新たな公（Public）もしくは政府機関からのサポートを得ようと努力している、といったようないくつかの条件を満たすこと

② 509(a)(2)団体

この分類に属する団体の場合、プライベート・ファウンデーションとしての扱いを避けるためには、次の両方の条件を満足することが求められている。

- ・「One-third support test」と呼ばれるもので、政府機関からの助成、市民や企業からの直接的かつ間接的寄付といった公（Public）からの収入が総収入の3分の1以上を占めていること⁽²¹⁾
- ・投資収益からの収入が総収入の3分の1を越えないこと

509(a)(1)、(a)(2)とも実際の規定ではさらに細かな要件が設定されているが⁽²²⁾、要約すると、より多くの公（Public）の財源から収入を得ているということで、パブリック・チャリティに相応しい公的な機関であるかどうかを判断し、投資的収益に依存していない（509(a)(2)法人の場合）ことで、財政的な安定性や、特定の個人や家族等の要請に基づいた私的なものではないかどうかを判断しようとしているものと思われる。しかも前者については、客観的な計算式によって判断できる（つまり恣意的な判断が入らない）という点がユニークかつアメリカ的であるといえよう。

こうした条件を満足してはじめて、次に述べる税制上の優遇措置についてもより有利な条件が与えられているのである。

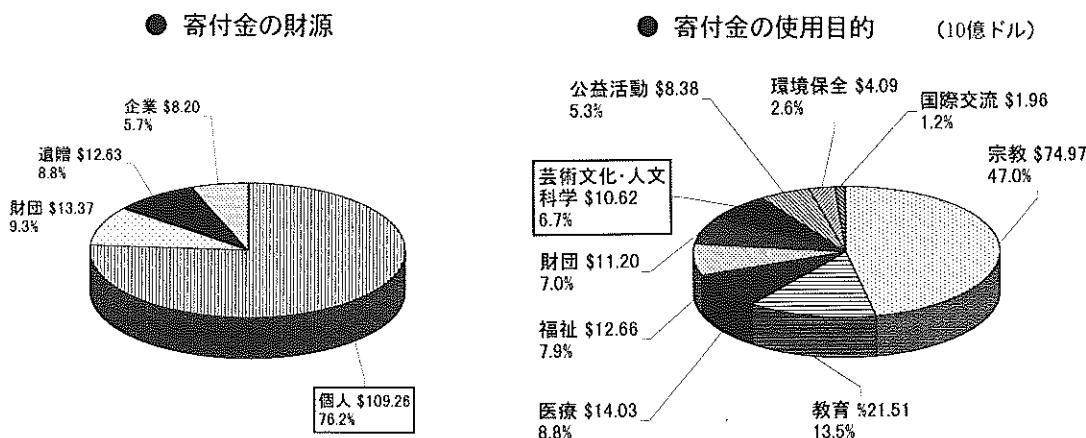
（3）N P Oへの寄付に関する税制上の優遇措置

98年版「Giving USA」によると、全米の個人（遺贈を含む）、財団、企業が97年の1年間に全米でおこなった寄付総額は1,434.6億ドル（1兆2,000億円）で、そのうちの4分の3強が個人からの寄付金となっている。一方、その使途目的をみると、約半分が宗教活動に、約2割が教育活動にあてられており、芸術文化には人文科学とあわせて全体の7%弱、106億ドル（1兆2,700億円）が寄付されている（図表－6）。

⁽²¹⁾ 基本的には509(a)(1)団体のテストと同じだが、入場料収入や関連事業収入なども含めて考えるなど、若干の違いがある。

⁽²²⁾ たとえば、定期的ではない一回限りの特別な民間財団からの寄付金は、パブリックなものとされたり、上記のテストには「通常（normally）」という規定があつて4年間をとおしたテストで判断されることなど。

図表－6 全米の寄付活動の概要（97年）



(資料) AAFRC Trust for Philanthropy, GIVING USA 1998より作成

寄付金の総額が対前年で7.5%の増加だったのに対し、芸術文化・人文科学分野への寄付は対前年2.8%の減少となっている。それでも1兆円を超える額が民間からこの分野に寄付されているという点は注目に値する⁽²³⁾。

こうした民間からの活発な寄付活動を支えているのが、501(c)(3)のNPOに与えられた寄付金の優遇措置である。この制度については、わが国でもNPO法案が成立する過程である程度紹介されているが、ここでは、特に米国の寄付活動の4分の3を占める個人からの寄付金税制について、芸術文化における具体例なども含め、詳しくみてみたい⁽²⁴⁾。

まず、個人の寄付には、大きく分けて、①現在寄付(Present Giving)と②繰延べ寄付(Deferred Giving)の二つの方法がある。

① 現在寄付(Present Giving)

寄付金控除の上限は、寄付する対象(前述のパブリック・チャリティかプライベート・ファウンデーションかなど)の違い、寄付の手段(現金もしくは株式など⁽²⁵⁾)によって定められている。寄付の対象、手段はほぼ図表7のように分けられる。

⁽²³⁾ ちなみにわが国の文化予算は、文化庁、地方自治体をあわせて約8,000億円(96年度、文化財保護費除く)

⁽²⁴⁾ 企業の場合は、パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションの別に関係なく、501(c)(3)団体に寄付する場合、税引き前利益の10%までが損金算入できる。ちなみにわが国の場合、国、地方自治体への寄付等を除いて「資本金×0.00125+所得金額×0.0125」(特定公益増進法人に対する場合は、別枠で同額が認められる)が損金算入可能。個人の場合は、国や地方自治体、特定公益法人などを対象にした寄付について「年間所得の25%-1万円」まで所得控除できるが、それ以外のものについては、原則認められていない。

⁽²⁵⁾ ボランティア活動に要した交通費なども一定の要件を満たせば控除対象となる。

図表－7 寄付対象と寄付手段の分類

寄付対象	(x) 最高50%までの控除が認められる機関 (50% Limit Organization)	前節で説明したパブリック・チャリティ（芸術機関も含まれる）及びプライベート・ファウンデーションのうち事業型財團 (private operating foundation)
	(y) 最高30%までの控除が認められる機関 (30% Limit Organization)	事業型財團以外のプライベート・ファウンデーション
寄付手段	(a) 現金	
	(b) 通常所得資産	在庫、償却資産、農產品、その他売却によって時価が通常所得となるもの、作家自身の所有する美術品も含まれる
	(c) 短期譲渡所得資産	株式、債券、その他の固定資産など、売却によって時価が短期譲渡所得となるもの
	(d) 長期譲渡所得資産	株式、債券、その他固定資産など、売却によって時価が長期譲渡所得となるもの—通常1年以上保有しているもの。ただし、次の条件によって控除の上限が異なる
		(d-1)一般的な長期譲渡所得資産の場合
		(d-2)個人所有の有形固定資産のうち、パブリック・チャリティの税控除目的・機能 (Tax exempt purpose or function) に合致しない目的で使われる場合

(資料) Publication 526 Charitable Contributions, Internal Revenue Service (March 1998) 及びCharitable Giving, A Tax Guide for Individual Donors, Arthur Andersen, 1995より作成

これらの条件から個人の寄付に対して所得税が控除される割合（いずれも年間総調整所得－Adjusted Gross Income に対する割合）はそれぞれ図表8に示したとおりである。なお、それぞれの上限を越える場合は、最高5年間、繰り越して控除が可能なしくみとなっている。プライベート・ファウンデーション（事業型を除く）に指定されると、個人からの寄付金控除の上限が、パブリック・チャリティより低く設定されていることがわかる。

このしくみのなかで、美術品の寄付についていくつかのケースを想定してみよう。作家本人が自分の作品を美術館に寄付する場合は、原価に対して控除額が決まるため、作品の製作に要した材料費をベースに控除額が決定される（表中(b)）。ところが作品がいったん市場に流通し、長期譲渡所得資産となった場合は、時価評価額に対して控除額が決められる（表中(d-1)）。すなわち結果的に、市場である程度の評価を有している美術品の方が、美術館に寄付される可能性が高くなるしくみとなっている。ただし、寄付された美術品を美術館がギャラリーに展示したり、コレクションの一部に加えて研究対象にするなど、美術館本来の目的（税控除税目的－Exempt Purpose）に合致した場合は時価計算となるが、それ以外の場合（例えば美術館がその絵を売却して収入を運営費に使った場合など）は、原価に基づいて控除額が計算されるしくみになっている（表中(d-2)）。

図表-8 個人の寄付金控除枠（総調整所得に対する割合）

	(x) 50% Limit Organization パブリック・チャリティおよび事業型 プライベート・ファウンデーション		(y) 30% Limit Organizations 非事業型のプライベート・ファウン デーション	
	計算根拠	控除の上限	計算根拠	控除の上限
(a) 現金	原価	50%	原価	30%
(b) 通常所得資産				
(c) 短期譲渡所得資産				
長期譲渡所得資産				
(d-1) 一般的な場合	時価	30%	原価	20%
(d-2) 有形個人資産 (パブリック・チャリティ の税控除目的に合致しない 目的で使われる場合)	原価	50%	原価	20%

(資料) Publication 526 Charitable Contributions, Internal Revenue Service (March 1998) 及び Charitable Giving, A Tax Guide for Individual Donors, Arthur Andersen, 1995より作成

次に、この寄付金控除が実際にどのように機能するのか、簡単なモデル・ケースを想定して考えてみたい。下表はある個人が、給与所得（総調整所得：40,000ドル）と株式の売却（10年間保有、原価3,000ドル、時価10,000ドル）による収入がある場合に、この株式を売却せずにパブリック・チャリティに寄付した場合とそうでない場合の違いを整理したものである。所得税率は、給与所得、キャピタル・ゲインとも30%と仮定する。

結果をみると、寄付しなかった場合に手元に残る所得と、寄付した場合に手元に残る所得の差は、4,900ドル。すなわち、4,900ドルを負担することによって、10,000ドルの寄付が可能になるというわけである。

図表-9 寄付金の税額控除のシミュレーション

	全額を個人収入とした場合	10,000ドルの株式をパブリック・チャリティに寄付した場合
支払い税額	$\$40,000 \times 30\% + (\$10,000 - \$3,000) \times 30\% = \$14,100$	10,000ドルのキャピタルゲインは調整総所得の30%以内なので全額控除される [\$40,000 - \$10,000 (控除分)] × 30% = \$9,000
税引後所得	$\$50,000 - \$14,100 = \$35,900$	$\$40,000 - \$9,000 = \$31,000$
差額	税引後所得の差額\$4,900の負担で\$10,000の寄付が可能	

(資料) 図表8に基づき作成

実際には、図表8に示した控除の上限の異なる寄付を組み合わせておこなうことも多く、IRSでは年間総調整所得と希望寄付額などを記入し、簡単な計算を繰り返すことによって、当該年度の控除可能額と次年度以降への繰り越し可能額が求められるワークシートを用意している。ただし、資産家ともなると、後述する繰延寄付も含め、かなり複雑なシミュレーションが必要になるため、会計士等の専門家に相談するケースが多いものと思われる。

② 繰り延べ寄付 (Deferred Giving)

図表6によれば、個人の遺贈による寄付は米国の寄付活動の1割近くを占めており、芸術機関へ遺産を寄贈する例も多いものと考えられる。たとえば、ミネソタ・オーケストラのパンフレットには、“The Laureate Society (桂冠市民クラブ)”として、死後、遺産をミネソタ・オーケストラに寄付することを約束した150名以上の市民の名前が列記されている。音楽を将来の世代のために引き継ぐために、と記載されたページには、「遺言にミネソタ・オーケストラへの寄付を約束しました」、あるいは「次の方法によるオーケストラへの寄付に関して情報を提供して欲しい」という選択肢の記載された桂冠市民クラブへの申込書が添えられている。

2番目の選択肢の具体的な方法には、①遺贈、②不動産寄付、③贈与年金あるいはその他の生涯にわたって収入が約束される贈与、④個人年金、譲渡可能定期預金、普通預金、退職金などの受益者指名、⑤生命保険の寄付、という5つが例示されている。繰り延べ寄付は、こうした将来の寄付を約束した場合、生前に税制上の優遇措置が受けられるというものである。具体的なしくみは現在寄付以上に複雑で、ここでは、その考え方のみを簡単に整理しておきたい。

繰り延べ寄付 (Deferred Giving) は別名 “Planned Giving”とも呼ばれ、資産の将来の利益 (Future interest) を寄付するというものである。この将来の利益とは、寄付を受けた側 (以下、被寄付者) が、資産の所有を一時的に将来に繰り延べたときに発生するものである。繰り延べ期間は特定されるケースと特定されないケースがあり、指定された期間が終了した時点、つまり、寄付者もしくは寄付者によって指名されたものが亡くなった時点で、被寄付者は完全な形で寄付を受け取ることができる。

たとえば、高配当の株式の配当金の一部を生活資金として使用している場合、その株式すべてを生前に寄付することはできない。そこで、株式を二つに分け、寄付者はそのうちのひとつを保有することによって生活資金を確保し、もう一つを公益団体に寄付すると、寄付者が死去した時点で、被寄付者はすべての株式の寄付を受け取ることができる。この場合、寄付者への株式の配当額は減少することになるが、その間、寄付者は所得税の控除が受けられるというものである⁽²⁶⁾。

元々米国では、わが国よりも遺言を残す習慣や、遺産相続に関して生前に意志を表明する習慣が定着していると考えられるが、自分の意志で遺産の寄付先を特定することによって、所得税の控除が受けられるという制度は、芸術機関を含めたN P Oへの遺贈を促進する要因のひとつになっていると考えられる。

いずれにしても、前述の現在寄付を含めた寄付金控除のしくみが、米国の芸術機関の財源や活力を維持するうえで大きな役割を担っていることは間違いない事実で、関係者はいずれも、この制度が、米国の芸術機関の活力を維持するうえで、大きな原動力 (Engine) になっていると口をそろえる。

⁽²⁶⁾ Arthur Andersen, Charitable Giving – A Tax Guide for Individual Giving pp. 10-12

(3) N P Oの収入に対する税制上の優遇措置

501(c)(3)団体は、通常、法人税は非課税扱いとなり、また州によって違いはあるものの、固定資産税などの州税も基本的に免除される。しかし、非関連事業所得 (Unrelated Business Income) については、通常法人と同様に課税される。ここでいう非関連事業所得とは、①取引またはビジネス (trade or business) で、②定期的に行われ (regularly carried on)、かつ③本来の税控除目的とは関係のないもの (not substantially related) と定義されている。具体的にはN P Oが物品の販売や、不動産の賃貸、有償サービスの提供などをおこなう場合で、I R S によって上記3つの条件は、さらに詳しく規定されている。

この規定は同様のビジネスをおこなう営利団体との競合関係に配慮したものであるが、501(c)(3)団体の場合は、非関連事業所得についても事業の内容によって非課税扱いとなる。具体的には上記3条件のうち、第3番目の条件に合致するかどうかがポイントで、501(c)(3)団体が税控除を受ける特別の団体として認可された目的 (Tax Exempt Purpose、税控除目的) に合致する非関連事業を実施した場合、非課税扱いとなる。その判断は非常に微妙で、実際のところは判例の積み重ねによって判断されているようだが、I R Sの資料から美術館の具体例を2つ、そしてニューヨークの代表的な劇場のひとつブルックリン・アカデミー・オブ・ミュージック (通称B A M) で実際に適応されたケースを以下に例示した。

① 美術館の運営する飲食施設

美術館が来館者やスタッフのためにレストラン、カフェ等を運営する場合、それらがあることによって、来館者が館外のレストランを探すより容易に、より長く美術館に滞在し、展覧会を見ることが可能になる。また、スタッフは終日美術館内で仕事に従事することができる。したがって、この場合は、美術鑑賞の機会を広く一般に広めるという美術館の税控除目的にかなっているため、非関連事業所得とはみなされない。つまり非課税。

② ミュージアム・ショップ

当該美術館もしくはその他の美術館のコレクションのポストカードやポスター、スライド、あるいは、金属、木材、陶器等による再生品 (作品のミニチュアなど) で、作家名、タイトル、所有美術館の名前などが記載されている場合、これらの商品の販売収入は、美術作品をより多くの人々に広めるという美術館の税控除目的に合致しているので、非課税。美術の専門書籍についても同様。ただし、科学に関連した書籍の販売、美術に関連しない土産物などを販売した場合は、非関連事業所得とみなされて課税される。

③ 劇場の駐車場 (ブルックリン・アカデミー・オブ・ミュージック B A Mのケース)

B A Mの駐車場は、観客への利便性を考慮して設置されたもので、公演のある時に、観客用に運営される場合の駐車場収入はB A Mの税控除目的に合致するので、非課税扱いになるが、公演と関係なく、周辺地域の利用者が利便施設として駐車場を利用して、料金を徴収した場合は、課税対象になっている。

また、98年から、企業からの協賛金（Sponsorship Payments）も一定の条件が満たせば、非関連事業所得とみなされる取引またはビジネスから除外され、非課税扱いになった点は興味深い。たとえば、企業が公演のために協賛金を支出する場合、企業の製品やサービスの広告が含まれていなければ、企業名、ロゴマーク等をプログラム等に掲示することと引き替えに、企業から協賛金（Sponsorship Payments）を受け取っても、それは非関連事業所得とはみなされず、非課税扱いとなる。

その他にも、例えばNPO劇場の制作した作品が、大ヒットしてブロードウェイの劇場で公演されるようになった場合、入場料収入ではなく上演料収入（Royalties）として受け取ったり、不動産の賃貸収入についても、私的財産からの賃貸収入の割合が50%を越えなければ、非関連事業所得の合計に加える必要がない（つまり非課税扱い）になるなど、非常にきめ細かい規定が設けられている。

(5) NPO関連の税制の意味

ここで、もう一度、このNPO関連の税制の意味について整理してみよう。

まず、NPOそのものは、一定の要件さえ満たせば、州政府への登録だけで法人資格が与えられるが、これは、多様な芸術活動の発掘・育成につながっている。しかし、NPO法人を設立すれば、それだけで税制上の優遇措置を受けられるわけではなく、厳しいチェックを受けた団体だけが、パブリック・チャリティとして各種の税制上の特典を与えられる。つまり真の意味で公（General Public）にサービスする団体にしか特典が認められないというしくみになっている。芸術機関に置き換えて考えれば、個人の趣味の延長線上で活動をしていたのでは、決してその資格が与えられない、社会的な役割を明確にすることが求められることになる。

そして、芸術機関の財源が、個人からの寄付によって支えられているということにはもうひとつ意味がある。芸術の評価は最終的に個人に帰属するものであり、それぞれの個人の意志に沿って自分の支援したい芸術のジャンル、活動のタイプが選べるため、結果的に多様な芸術活動が同時に存在できるという点である。一定の数の賛同者が得られれば、そのグループの社会的な利益を代表するNPOとして活動できるのである。

さらに、こうした税制上の特典を有した団体に、NEAや州政府の助成金が支給されることによって、それらが個人や企業からの寄付をさらに誘引する要素として機能しているという点も、重要なポイントであろう。

II. 米国地方政府の文化政策

1. 米国の芸術文化を担う政府系組織、民間機関等の基本構造

米国地方政府の文化政策を論じる前に、州政府、地方政府等、政府系の文化組織、民間の各種芸術機関、芸術団体、文化施設、さらに個人芸術家等の基本的な関係について概要を整理しておきたい。

連邦政府の文化系の機関としては、前章で論じたNEA以外にも、人文科学の分野でNEAと同様の役割を担う全米人文科学基金 (National Endowment for the Humanities、NEH)、全米の主要な美術館や図書館の一般運営費をサポートする美術館・図書館サービス機構 (Institute for Museum and Library Services、IMLS) の二つの機関が、NEAと同様、全米芸術・人文科学財団 (National Foundation on the Arts and Humanities) の部門として設置されている。

地方政府の文化組織としては、州政府および米国特別管轄区 (Special US Jurisdictions、米国領サモア諸島、グアム、プエルトリコなど6区) のそれぞれの文化局 (State Arts Agencies、以下SAAと略)、いくつかの州にまたがる広域文化局 (Regional Arts Agencies、以下RAAと略)、さらに郡 (County) や市、町などの文化部、芸術機関 (Local Arts Agency、以下LAAと略) などがある。ただし、郡や市レベル以下のものになると、かならずしも行政体が直接、設立・運営しているわけではなく、とくに規模の小さなものは、民間のNPOとして設立・運営されているもののほうが多いものと思われる。また、全米の6つの州では、州政府が直接個人に助成金を支給することを禁じているため、後述するニューヨーク芸術財団のように、州政府が個人への助成金支給を目的とした民間機関を設立するケースもある。

SAAは、すべての州政府および米国管轄区に設置されおり（つまり56件）、また、広域行政区を対象とするRAAは、全米を7つのエリアに区分してそれぞれに設置されている。郡や市町以下のものになると正確な統計はないが、LAAの数は現在約4,000件といわれている⁽²⁷⁾。

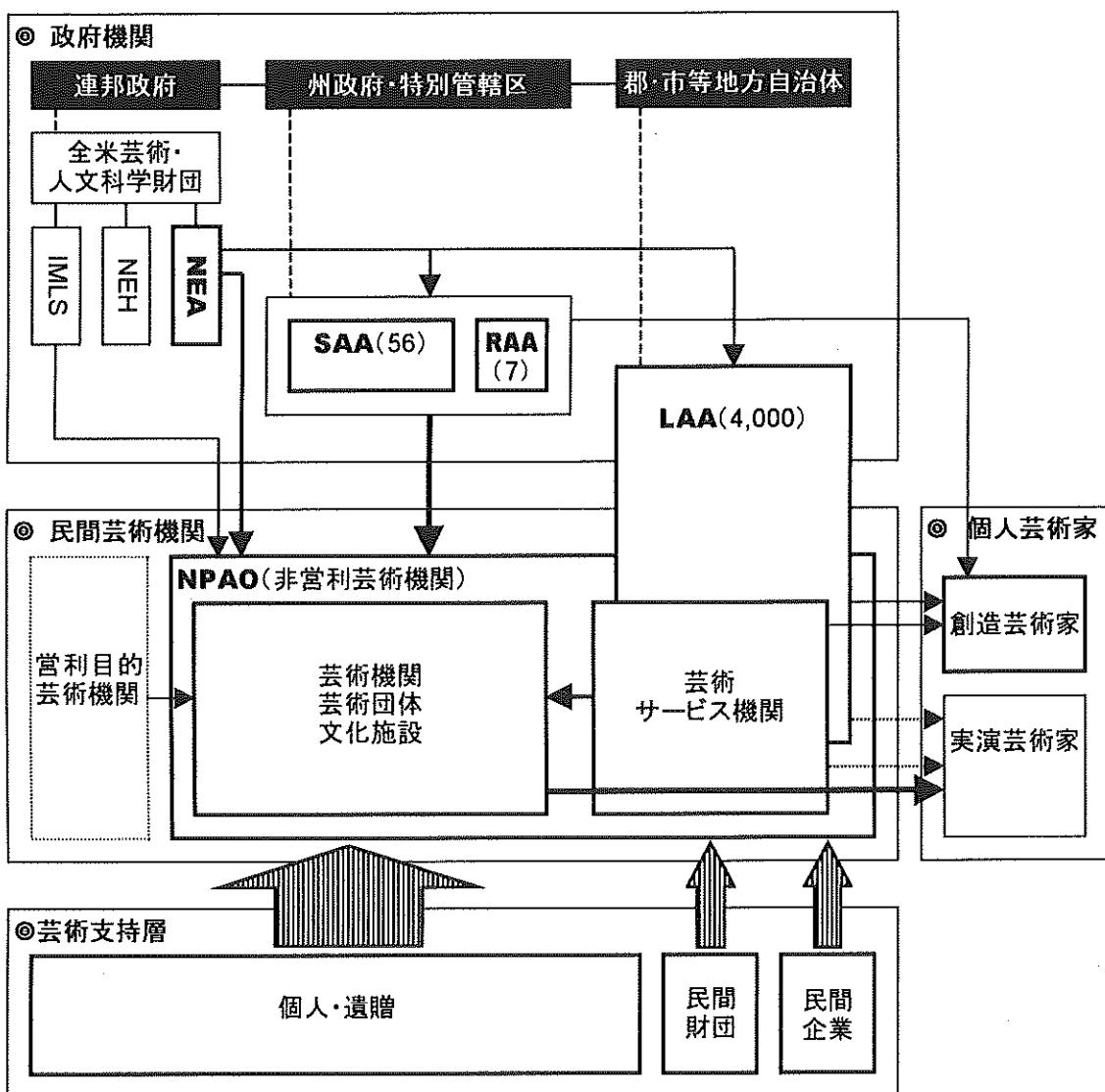
また、民間の芸術機関は、大ざっぱに分類すると、①自らが演劇やダンスの公演、コンサート、展覧会等を開催する芸術機関と、②それらの機関をサポートする活動やプログラムを実施する「芸術サービス機関 (Service Organization)」の二つに大きく分類することができる。前者には、各種芸術団体をはじめ、劇場やコンサートホール、美術館等の文化施設運営機関、そして劇場などを借りて公演を主催するプレゼンターと呼ばれる組織などが含まれる。また、後者は、自らが公演や展覧会を開催することなく、特定の分野の芸術団体や芸術家に各種プログラムやサービス、助成金等を提供したり、ビジネス界のエグゼクティブや専門家と芸術団体を結び付けるような活動をおこなう機関などがあげられる。ただし、両者の機能を併せ持つ機関も多い。

⁽²⁷⁾ Americans for the Arts調べ。

そして個人の芸術家については、作曲家、美術作家、脚本家、振付家など自ら新しい芸術作品を生み出す「創造芸術家」(Creative Artist、Original Artistとも呼ばれる)と演奏家や俳優、ダンサーなど作品の上演、再現をおこなう「実演芸術家」(Interpretive Artist)に区分される。後者の実演芸術家の多くは、特定の芸術団体もしくはユニオン(組合)に属し、出演料という形で最低限の賃金保証などがおこなわれるのに対し、「創造芸術家」の多くは個人としての活動がベースとなっているため、後述する個人芸術家への助成金については、この「創造芸術家」に限って支給されるケースが多い。

こうした構造を、民間企業や財団、個人など、芸術機関への寄付者・支援者との関係や、資金の流れを含めて模式化したのが図表10である。

図表-10 米国の政府系芸術機関、民間芸術機関・団体、個人芸術家等の関連性



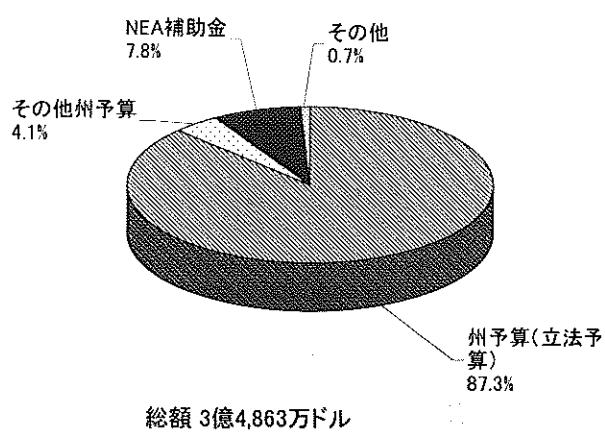
(注) NEA: National Endowment for the Arts, NEH: National Endowment for the Humanities, IMLS: Institute for Museum and Library Service, SAA: State Arts Agencies, RAA: Regional Arts Agencies, LAA: Local Arts Agencies
図中の矢印の太さは、資金・助成金の流れの大きさを概念的に表現している。括弧内の数字は各機関の件数。

2. 州政府文化局（SAA）の文化政策の概要

(1) SAAの予算と活動の概要

56件のSAAの98年度総予算は、3億4,863万ドル（約418億円、一人あたり約1ドル30セント）で、87.3%が各州の立法予算、4.1%が他の州政府関連予算（他の部局からの予算、パーセント・フォー・アート予算、基金利息など）、7.9%がNEAからの補助金、そして企業や財団、個人からの寄付金などが0.7%となっている（図表11）。全体の約9割を占める州政府の立法予算は、対前年約12%の伸びで、これまでの最高額だった90年度の予算額を上回っている。

図表-11 SAAの文化予算の財源



（資料）The National Assembly of State Arts Agencies, Legislative Appropriations Annual Survey, July 1998より作成

州・管轄区別に見ると、ニューヨーク州が4,105万ドルでもっとも多く、次いで、フロリダ州2,461万ドル、ミシガン州2,168万ドル、ブルックリン管轄区1,747万ドル、マサチューセッツ州1,469万ドルと続いている。

わが国とは異なり、州政府やその他の地方自治体が直接、文化施設を建設・運営する例は限られており、こうした予算はそのほとんどが、主に州内の各種芸術機関やLAA、個人アーティストなどに助成されている。

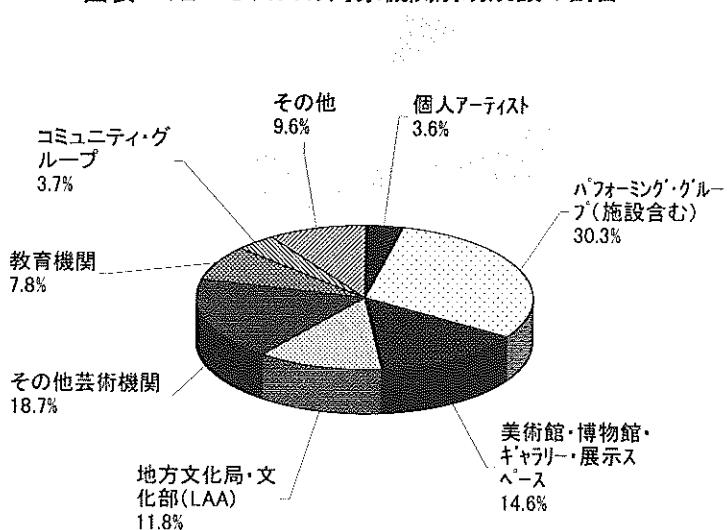
具体的な助成先が公表されている93年度の実績（ただし州政府の立法予算1億8,100万ドルのみ）をもとに、もう少し詳しく見てみよう。この年、少なくとも1件のSAAの助成金を受け取った地域は、全米で5,600の地区にのぼる。助成件数は、1万8,700件以上にのぼり、1件あたりの平均助成額は約7,000ドル。これら助成金を受け取った機関の総事業費は42.4億ドル（約5,100億円）で、SAAからの助成額はわずか4.3%となっている。ただし、個人助成、観客育成、教育普及事業など、助成内容によってはSAAからの助成金の割合が30～60%に達するものもある。

SAAの助成事業に参加したアーティストの数は200万人以上、観客数は800万人以上とされて
いる⁽²⁸⁾。

(2) SAAの助成対象

同じく93年度のデータをもとに、具体的な助成先を対象機関別、芸術分野別、事業内容・用途別（いずれも金額ベース）でみてみよう。まず対象機関別では、劇団、オーケストラ、ダンス・カンパニーなどのパフォーミング・グループへの助成がもっとも多く30.3%、次いで、美術館・博物館などが14.6%、その他の芸術機関が18.7%となっている。州内の市や町の文化部や芸術局（LAA）も11.8%を占めており、NEAを頂点に、公的な文化予算が米国全土に行き渡るしくみになっている。

図表-12 SAAの対象機関別助成額の割合



(資料) The National Assembly of State Arts Agencies, The National Endowment for the Art, Highlights of State Arts Agency Grant-Making Activities, August 1995より作成

芸術の分野別では、パフォーミング・アーツ系の割合が最も高く37.7%、美術系への助成が14.2%、そして分野の複合したタイプの事業や機関への助成が36.3%となっている（図表13）。複合タイプへの助成割合が高いのは、LAAやアートセンター、芸術フェスティバル、プレセンターなど、ひとつの機関で複数の分野の芸術活動を展開している例が多いためと考えられる。なお、単一のジャンルでもっとも助成金額の多い音楽では、約半分がオーケストラへの助成となっている。

⁽²⁸⁾ National Assembly of State Arts Agencies 調べ。

図表-13 S A Aの対象分野別助成額 (1993年度)

助成対象芸術分野		助成額 (US\$)	割合
パフォーミング アーツ系	演劇	20,498,474	(11.3%)
	ダンス	11,493,782	(6.3%)
	音楽	30,083,053	(16.6%)
	オペラ・音楽劇	6,356,186	(3.5%)
	小計	68,431,495	37.7%
美術系	美術	18,179,950	(10.0%)
	メディア・アート	5,229,788	(2.9%)
	写真	790,951	(0.4%)
	デザイン	1,672,207	(0.9%)
	小計	25,872,896	14.2%
その他の分野	工芸	1,513,520	(0.8%)
	民族芸術	4,755,276	(2.6%)
	文学	4,405,750	(2.4%)
	人文科学	2,555,035	(1.4%)
	融合タイプ (Interdisciplinary)	1,738,099	(1.0%)
	小計	14,967,680	8.2%
複合タイプ (Multidisciplinary)		65,998,944	36.3%
不明・その他		6,473,299	3.6%
合計		181,744,314	

(資料) Highlights of State Arts Agency Grant-Making Activities, August 1995 The National Assembly of State Arts Agencies, The National Endowment for the Art より作成

さらに、助成金の用途や事業内容別にみてみると、特定の事業に対する助成よりも、一般運営費、一般管理費といった、用途を特定しないタイプの助成が約半分の割合を占めていることが分かる(図表14)。わが国では、ごく一部の民間財團が同様の助成活動を実施しているが、公的機関の助成はあくまでも事業の必要経費への補助金的な性格が強く、この種の助成を実施しているところはほとんど存在しないものと考えられる。

しかし米国では、用途を特定しない一般管理運営費(人件費も含む、General Operating Support、G O Sと呼ばれる)への助成の割合が高く、わが国のしくみとは好対照をなしている。つまり、S A Aは芸術機関が活動を維持できるよう、より基礎的な部分への助成をおこなうことによって、その組織の運営の安定化を図り、逆に、事業費については、民間からの寄付金の額によって柔軟に対応できるようになっていることが読みとれる。

図表-14 SAAの用途別助成額（1993年度）

用途・事業内容	助成額(US\$)	割合
作品製作	2,425,323	1.3%
公演・コンサート・リーディング	24,406,027	13.4%
展覧会	5,013,310	2.8%
フェスティバル	3,347,277	1.8%
フェローシップ	3,530,229	1.9%
指導/教室	4,983,686	2.7%
スクール・レジデンシー	7,472,456	4.1%
その他のレジデンシー	3,091,090	1.7%
一般運営費 (Operating Support)	83,075,417	45.7%
一般管理費 (Administrative Support)	8,307,265	4.6%
芸術的経費 (Artistic Support)	4,222,552	2.3%
調査研究	2,722,656	1.5%
再助成金	10,265,921	5.6%
その他	18,881,105	10.4%
合計	181,744,314	

(資料) Highlights of State Arts Agency Grant-Making Activities, August 1995 The National Assembly of State Arts Agencies, The National Endowment for the Art より作成

III. ニューヨークの政府機関による文化政策

米国では、州法の違いなどもあって、各地域の文化政策の傾向をひとまとめに論じることはできない。そこでここでは、州政府として最大の予算規模を持つニューヨークに焦点を当て、ニューヨーク州及びニューヨーク市の3つの政府系文化組織の活動内容を整理・分析した。

ニューヨークの文化政策を担う中心的な機関は、州政府の知事部局の一部局 (Agency) として設置されたニューヨーク州文化局 (New York State Council on the Arts、以下N Y S C Aと略⁽²⁹⁾)、ニューヨーク市の市長部局の一部門として設置されているニューヨーク市文化部 (City of New York Department of Cultural Affairs、以下N Y D C Aと略⁽³⁰⁾) そして、ニューヨーク州によって設立された民間組織、ニューヨーク芸術財團 (New York Foundation for the Arts、以下N Y F Aと略⁽³¹⁾) の3つの組織である。州によって異なるが、ニューヨーク州をはじめ全米の6つの州では、州政府が直接個人のアーティストに助成金を与えることが、州法によって禁じられている。N Y F Aはそれを補う意味から設立された機関で、同様の機関としては、米国でもっとも歴史が古い。これら三つの機関は相互に協力はあるが、基本的にはそれぞれが独立した機関として活動を展開している。

⁽²⁹⁾ 通常、N Y S C A (ニスカと発音) という略称で呼ばれている。

⁽³⁰⁾ ニューヨーク、シカゴなど大都市の文化部はD C Aと略されることが多い。

⁽³¹⁾ 通常、N Y F A (ナイファと発音) という略称で呼ばれている。

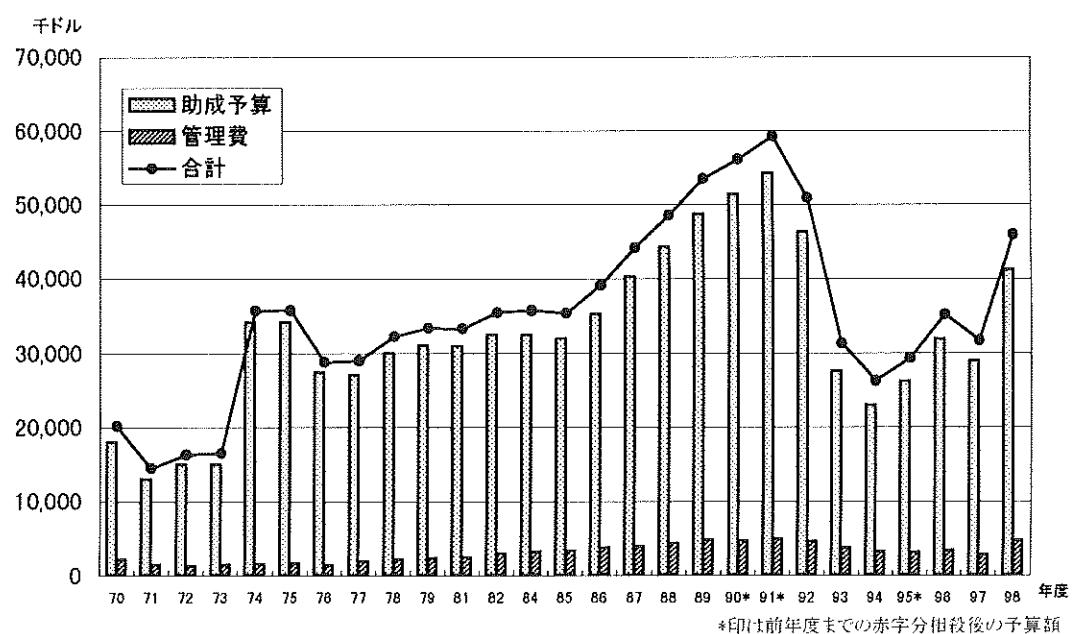
1. ニューヨーク州文化局（N Y S C A）

(1) 歴史と予算の推移

N Y S C Aが設立されたのは1960年、それまでは全米のどの州にも文化を担当する部局は設置されていなかった。当時の州知事が、世界の文化首都として、広く一般市民に文化を提供するためには、税金を州内の芸術機関に配分する必要があると考え、委員会を設置したのがそもそもの設立のきっかけ。70年以降の予算の推移は図表15に示したとおりである。

現在ジョージ・パタキ州知事は芸術に対する良き理解者で、最近の予算は増加傾向にあるが、前任者の90年代前半には予算、組織とも50%カットされている。共和党出身か、民主党出身かなど、知事の方針によって予算額はドラスティックに変化するという。98年度の総予算額は、4,592万ドル（55億1,000万円）で対前年12.4%の伸び。ほとんどは州議会の承認による立法予算だが、69万ドル（1.7%）は、N E Aからの補助金によってまかなわれている。なお、現在のスタッフ数は約60名で、来年度以降は予算増に対応するため、10名前後増員予定のこと。

図表-15 N Y S C Aの予算推移



(資料) Appropriation History, New York Council on the Arts より作成

(2) N Y S C Aの基本的な考え方と事業内容

N Y S C Aは特定の文化施設、芸術団体の運営、あるいは展覧会や公演などの事業をおこなわず、州内のノンプロフィットの芸術機関を支援する資金援助機関で、州内の人々に質の高い芸術を提供することを目的としている。組織は知事によって指名された20名の理事会によって統括されており、授権法（Enabling Legislation）と呼ばれる州法がN Y S C Aの設立根拠となっている。さらに、特定事業法（Specific Program Legislation）により、州議会の決議によって決まる

った予算が芸術活動に特定されて支出されるしくみ。州議会では、N Y S C Aの管理運営費 (State Purpose Funds) と芸術機関への助成金総額 (Local Assistance Funds) が決定される。

予算の支出に際しては、次のことが義務づけられている。

- 各郡において、一人あたり最低40セントの文化予算を配分すること
- 助成金総額の50%を特定の主要な芸術機関⁽³²⁾に配分すること

州法によって、N Y S C Aは個人の芸術家に対して直接資金を提供することはできないが、プログラム・ガイドラインには、個人アーティストへ助成金を支給する芸術機関 (後述するN Y F Aを含む) への助成をとおして、個人の芸術家も支援できるしくみとなっている。

またN Y S C Aの理念 (mission) としては、次の3つの強化・支援項目が掲げられている。

- 芸術家が、障害や非難なく、あらゆる芸術表現を追求し、創造性を高める自由
- 居住地、年齢に関係なく、幅広く豊かな文化を直接学び体験するN Y 州民の権利
- 芸術団体・機関が質の高い芸術作品の提供を通じてコミュニティに奉仕する能力

助成対象は、非営利の芸術機関に限定されているが、N Y S C Aはあくまでもサポート・システムで、その芸術機関が活動を続けられるように手助けするというのが大前提。したがって、N Y S C Aの助成金がその機関の唯一あるいは主要な財源となることはなく、応募の際には、他の運営財源確保の方策と、将来的な資金需要にどう対応する予定か、というプランをN Y S C Aに示さなければならない。副事務局長のロイス氏の見解では、多くても25%ぐらいが妥当で、40%を越えることはあり得ないという。それ以上の割合で助成を行うと、N Y S C Aに何かが起こった場合、その機関は生き残ることができないというのがその理由である。

(3) 助成対象と決定のプロセス

助成の対象および95年度の各分野への助成額は図表16に示したとおりで、全部で17の部門に対する助成がおこなわれている。審査では、機関の歴史、運営の安定性、芸術の質、教育普及活動への取り組み、といった点が重要視されるが、設立後2、3年の機関でも、その作品が芸術的な観点から高い評価を受けるような斬新なものであれば、積極的に助成をおこなっている。

各部門への予算配分については、これまでの歴史の中で、新しい分野が加えられたり、カットされたりする過程で徐々に出来上がってきた配分比率によっておよその枠組みが決まるしくみ。さらに各部門のプログラム・ディレクターが、翌年の予算枠に関してピッチ・レターと呼ばれる要望書を提出し、その内容によって部門別の予算案が作成され、理事会で承認される。

⁽³²⁾ 州もしくは国レベルの芸術機関で、それらが提供する芸術の質やこれまでの業績、あるいは対象とする人口規模、専門とする芸術分野における貢献度などから、ニューヨーク州の文化的生活になくてはならない、あるいはそれが消滅することによって、州の市民にとって著しい芸術的な損失を与える、とN Y S C Aが判断した約300の芸術機関。

図表-16 NYSCAの助成分野と助成額（1995年度、州政府予算分のみ）

分 野	助成額 (US\$)	(万円)
建築、都市計画、デザイン Architecture, Planning and Design	818,670	9,824
芸術教育 Arts in Education	2,123,542	25,483
施設建設・増改築 Capital Funding Initiative	420,066	5,041
新規事業 Challenge	2,473,669	29,684
ダンス Dance	1,758,901	21,107
メディア・アート、映画 Electronic Media and Film	1,492,875	17,915
民族芸術 Folk Arts	889,721	10,677
個人アーティスト Individual Artists/NYS Artists' Fellowships	1,322,051	15,865
文学 Literature	581,482	6,978
美術館・博物館 Museum	3,623,916	43,487
音楽 Music	2,561,718	30,741
公演等の主催者 Presenting Organizations	1,687,737	20,253
特別事業 Special Arts Services	2,191,088	26,293
地方文化の振興 Decentralization	1,437,852	17,254
州内の文化機関 Local Arts Organizations/Service Organizations	2,317,750	27,813
演劇・劇場 Theatre	2,412,524	28,950
美術 Visual Artists	813,430	9,761
合 計	28,926,992	347,124

(注) 「個人アーティスト」への助成は、約70%がNYFAへの助成金で、残りも個人助成を行う機関へのもの。
「公演等の主催者」は、劇場やコンサートホールを借りて演劇やダンス、コンサートなどを主催する機関。
「特別事業」はアフリカ系、ラテン・ヒスパニック系、アジア・太平洋系などの特定の民族の芸術活動を振興するための事業への助成。

(資料) Funding Report 1995-96, New York State Council on the Arts より作成

具体的な助成先の決定については、次の4段階のステップが設けられている。

① ステップ1：プログラム・ディレクター及びプログラム監査役、代理人

各分野ごとのプログラム・ディレクターが推薦を行う。その際、プログラム・ディレクターは、応募者のパフォーマンスやプログラムに参加した各分野の専門知識・経験を有するプログラム監査役あるいは代理人（NYSCAのスタッフが選出、希望者は応募することも可）のコメントを参考にすることもできる。

② ステップ2：専門部会

各分野ごとの専門部会（Advisory Panel、9～13名程度、各分野ごとにプログラム・ディレクターが選出し、理事会が承認）による検討。ミーティングの2週間前には事前に申請書が専門部会メンバーのもとに送られ、各部門2～3日の審議を経て助成対象の一次案が作成される。

③ ステップ3：委員会

各分野ごとの委員会（Committee、理事会メンバー、専門部会の代表、プログラム・ディレクター）による審議。この段階では95%程度は専門部会の案が採用される。

④ ステップ4：理事会

最終的には理事会（公開）で承認。理事会は特定の助成を却下する権限を有しているが、すでに3段階にわたって検討が行われているため、ほとんどのものが承認される。

(4) 具体的な助成内容

また、演劇、音楽、美術館・博物館という主要な3部門の助成内容と金額を整理したのが、図表17である。分野ごとに詳しい応募要項が用意され、それぞれの分野のニーズにきめ細かく対応できるようになっている。分野別の応募要項には、審査の際に重要視される点、応募資格、芸術的な評価、複数年助成、共同事業への助成など一般的なガイドラインが示されたうえで、それぞれの助成対象事業ごとに、さらに詳しい助成の目的や応募基準、評価基準などが解説され、全体で120ページを越える膨大なものとなっている。

図表-17 主要分野の助成の内訳（1995年度）

分野 助成対象事業・活動	助成件数	対象別助成総額		一件当たりの助成額	
		US\$	(万円)	US\$	(万円)
演劇					
資金調達活動	3	49,916	(599)	16,639	(200)
一般管理運営費	80	1,429,259	(17,151)	17,866	(214)
新しい演劇活動への取り組み	12	32,831	(394)	2,736	(33)
演劇公演	64	357,891	(4,295)	5,592	(67)
演劇公演 (semi-professional)	1	4,053	(49)	4,053	(49)
演劇分野への支援	14	94,106	(1,129)	6,722	(81)
共同事業	2	9,651	(116)	4,826	(58)
特別事業	1	25,000	(300)	25,000	(300)
計	177	2,002,707	(24,032)	11,315	(136)
音楽					
アウトリーチ事業	1	6,948	(83)	6,948	(83)
一般管理運営費	135	2,006,735	(24,081)	14,865	(178)
一般事業費	10	116,188	(1,394)	11,619	(139)
音楽の新技術	1	1,930	(23)	1,930	(23)
公開 (presentation)	1	965	(12)	965	(12)
本拠地での演奏会	56	205,914	(2,471)	3,677	(44)
ツアーピース	8	21,012	(252)	2,627	(32)
演奏会	2	9,650	(116)	4,825	(58)
新音楽技術のレジデンシー	1	4,343	(52)	4,343	(52)
音楽部門への支援事業	5	39,626	(476)	7,925	(95)
計	220	2,413,311	(28,960)	10,970	(132)
美術館・博物館					
展覧会	17	123,328	(1,480)	7,255	(87)
コレクションの管理	26	129,675	(1,556)	4,988	(60)
資金調達活動	1	39,391	(473)	39,391	(473)
展覧会の計画	12	88,781	(1,065)	7,398	(89)
一般管理運営費	86	2,261,017	(27,132)	26,291	(315)
教育普及事業	48	282,492	(3,390)	5,885	(71)
計	190	2,924,684	(35,096)	15,393	(185)

(注) 分野ごとの合計は図表16とは一致しないが、図表16の値には実際の助成金以外の部門別経費等が計上されているためと思われる。

(資料) Funding Report 1995-96, New York State Council on the Arts より作成

具体的な助成対象については、“Professional Performance”などと記載されているが、このプロフェッショナルという用語の定義は、「アーティストもしくはアーティストによって構成される芸術機関が、芸術活動によって生活費を得ている、もしくは得ようと努力しているという意味に解釈される」というもので、必ずしも芸術活動だけで生計を立てる人（もしくは団体）のことをプロと定義していない点は興味深い。

また、“Public Performance”については、「誰もが参加可能なように一般市民に広く開かれている活動という意味に解釈され、観客が自主的に参加しないもの（つまり強要されているもの）や特定の会員向けに限られたものは除く」とされている。

助成対象となる事業や活動は、まず機関全体への支援（Institutional Support）と個別事業へのサポート（Project Support）に分かれている。注目されるのは前者に含まれる一般管理運営費（General Operating Support、G S O）への助成で、先に整理したS A Aの全体的な傾向と一致する。すなわち、いずれの分野でも助成件数、助成総額、一件あたりの助成額とも、このG S Oがもっとも大きくなっている⁽³³⁾、芸術団体がこうした経費の確保に苦労している点はわが国と同様の状況と考えられる。

G S Oは、特定の事業に対する助成金ではなく、人件費や事務所経費を含め、芸術機関が組織として活動を維持するために必要な経費として支出できるもので、しかも、この助成申請に際しては、3年間の複数年申請とすることが前提となっている。つまりN Y S C Aは、具体的な事業よりも、機関の活動の維持・継続を最重視していることがわかる。米国では、使途が明確とならないことから、民間の企業や財団などではこうした一般管理費への助成を徐々に嫌う傾向があり、今や公的機関からのG S Oに対する助成はたいへん貴重なものとなっている。

2. ニューヨーク市文化部（N Y D C A）

ニューヨーク市の文化部の歴史は、N Y S C Aより古く、南北戦争終了直後の1870年、つまりわが国の明治維新直後にまでさかのぼる。当時、南北戦争で財を築いた市民団体が、市長に自然史博物館の設置を提案したのがそのきっかけである。その提案は、博物館の展示物や運営については市民団体が責任を持つので、市の所有地に市が建物を建て、維持管理をおこなうというアイディアであった。市長は当時の知事と相談のうえ、市民団体の提案を受け入れ、建築家を雇い、市有地に博物館を建設した。それが、現在米国でもっとも人気のある博物館のひとつ、アメリカ自然史博物館（American Museum of Natural History）である。当時建設された部分は、現在でもメイン・ホールの一部として使われている。

数年後、美術品のコレクションを所有する別の市民グループが、彼らの成功を見て、市に同様の方法で美術館建設を提案した。それが現在のメトロポリタン美術館である。この博物館と美術館は現在でも市が所有し、その管理費の一部を市が負担している。

⁽³³⁾ 美術館・博物館では1件あたりの助成額は資金調達活動が最高であるが、助成件数は1件のみである。

その後100年以上にわたり、同様のプロセスを経て、ニューヨーク市内に次々と文化施設が建設され、現在、市が管理する文化施設は、昨年オープンしたユダヤ博物館を含め、34施設にのぼる。市がこれだけの数の文化施設を所有しているという点で、ニューヨーク市の文化政策は、他の米国都市の中でもきわめて特異なものとなっている。

(1) NYDCAの政策の基本構造

NYDCAの基本理念は、「ニューヨーク市の文化的な生活を監督し、継続させ、そして振興する責任を担う」というもので、そのためにNYDCAは、次の機関や市民を代表してサービスを提供するとされている。

- 美術、文学、パフォーミング・アーツ分野の1,400を越えるNPOの芸術機関
 - 動物園や植物園、歴史的保存地区のような科学・人文科学の公共機関
 - 市の5つの区に居住し、仕事をしている、すべての創造的な芸術家や芸術学生
- のために、NYDCAは次のような事業・活動を実施している。
- 市の所有施設もしくは市有地に立地する主要な芸術機関の基礎的な管理運営支援
 - それらの芸術機関及び市内の他の文化機関に対する施設建設、増改築の財政援助
 - 歴史や規模に関係なく、市全域のあらゆる芸術機関の質の高いプログラムの創出
 - 芸術家や芸術機関が市に与える創造的な貢献を補強するために必要なサポート（情報や作品制作、公演の実施、展覧会開催のために必要な空間、材料、設備・備品、技術的なサポート、観客開発のための取り組みなどが含まれる）

こうした事業や活動は、大きく①資金提供部門と②サービス部門に分けられて実施されている。

(2) 資金提供部門

98年度のNYDCAの予算総額は、2億6,380万ドル（316億円）。90年代前半は若干の減少傾向にあったものの、95年以降大幅な増加傾向にあり、95年度（1億8,900万ドル）から3年間で約3割の増加となっている。

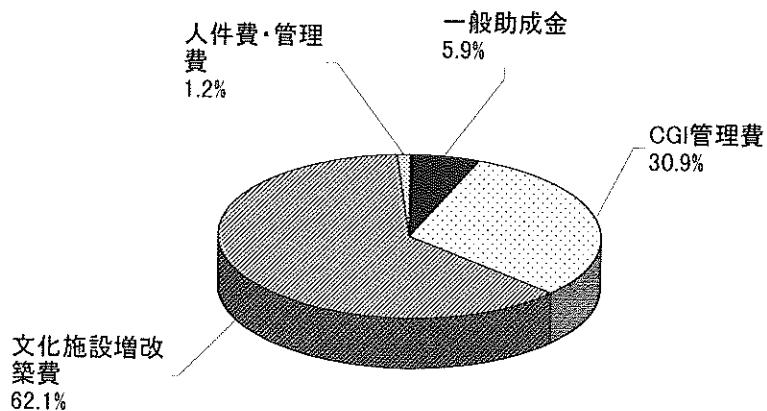
資金提供は、①CIG管理運営費、②文化施設増改築費、③芸術機関への助成金の三つの種類に分けられる。98年度の各予算の割合は、図表18に示したとおりで、①、②で全体の約9割を占めている。

① CIG管理運営費

前述のアメリカ自然史博物館やメトロポリタン美術館をはじめとしたニューヨーク市の所有する文化施設は、CIG（Cultural Institution Group）と呼ばれる。現在のCIGは34施設で、その中にはブロンクス美術館、ブロンクス動物園、ニューヨーク植物園、ブルックリン・アカデミー・オブ・ミュージック（BAM）、ブルックリン美術館、ブルックリン博物館、カーネギー・ホール、ニューヨーク・ステート劇場（ニューヨーク・シティ・オペラ、ニューヨーク・シティ・バレエ）、P.S. 1コンテンポラリー・アート・センター、クイーンズ美術館、スナッグ・ハーバー文化センター、スタッテンアイランド子供博物館などが含まれている。

ニューヨーク市はこうしたCGIの管理運営費のうち、警備費、施設の維持・管理費、光熱水費の一部⁽³⁰⁾を負担している。

図表-18 ニューヨーク文化部の予算内訳（1998年度）



（資料） NYDCA提供データより作成

② 文化施設の増改築費（Capital Grant）

これは文化施設の増築や改修工事の費用の一部を市が負担するもので、最近までは上記CIGの施設に限って支出されていた。最近では、オフ・ブロードウェイのノンプロフィットの劇場群の施設改修や、ニューヨークの4大ノンプロフィット劇場のひとつ、ランダバウト劇場の移転建設費についても対象となるなど、運用の幅が広がりつつある。現在計画が進行中のニューヨーク近代美術館（MoMA）の大規模な増改築費についても、総工費の1割、6,500万ドル（78億円）を市が負担する予定になっている。

CIGの建物はニューヨーク市の所有になっているが、運営はそれぞれ別途設立されたNPOが主体になっている。したがって、たとえば文化施設が、ギャラリーの増設や設備の改修などをおこなう場合、資金調達を含めて個々の運営主体のNPOが責任をもって実施しなければならない。そのため、個人の資産家や民間企業、財團等から建設費の寄付を調達する（多くの場合大規模なキャンペーンがおこなわれる）ことによって、その費用を調達することが前提となっており、市の予算はその一部に過ぎない。例えば、ニューヨーク近代美術館の増築プロジェクトの場合、総工費6億5,000万ドルのうち、すでに民間から2億ドルの寄付金が集まっている。市の予算はそれを補い、さらに民間からの資金を呼び込むためのものとして支出される。現在進行中のアメリカ自然史博物館のプラネタリウムの増設工事でも、総予算1億2,000万ド

⁽³⁰⁾ 例えばメトロポリタン美術館の場合、97年度の総予算は2億1,900万ドル（263億円）で、ニューヨーク市は警備と施設メンテナンス費用として850万ドルの資金提供をおこなっているが、美術館全体では3,150万ドルの費用がかかっており、市の負担は3割程度となっている。

ルのうち、市は1,400万ドルのみを負担し、残りは民間からの寄付金によってまかなう予定だという。つまり、こうした施設の建設費についても、公的資金は、運営や事業への助成金と同様、民間からの資金調達のシード・マネーとして機能しているといえる。

また、施設の増改築費の中でも、市の資金は、より基礎的な部分への支出が前提となっている。たとえば、メトロポリタン美術館が、ギリシャ美術、ロマン派美術のギャラリーの増築と、写真部門の設備の増設に対し、同時に資金提供を申し入れてきた場合、前者については民間からの資金調達が比較的容易だが、後者は一般的に触れにくい特別な設備や備品の整備が必要なため、NYDCAは後者のみに資金提供をした。あるいは、市全体の停電（ブラック・アウト）に備え、老朽化した自家発電装置の改修などについては、市の指示でそれまでに提供された市の予算を使っておこなわれたという⁽³⁵⁾。その他にも、市の予算はバリアフリー化のための改修費などに優先的に使われることになっている。

③ 芸術機関への助成金 (Program Service)

これは、ニューヨーク市内の各分野の芸術機関に対する助成金で、毎年600～700件の申請に対し、400～500件の機関に助成金を支給するもの。98年度は500件強の機関に1,500万ドル（18億円）の助成が行われた。助成の対象は多種多様で、メトロポリタンオペラや近代美術館といった国際的な機関から地域レベルの小さな市民団体までが含まれ、1件あたりの助成額も最低1,000ドルから最高45万ドルまでと非常に幅がある。事業内容も、劇場での公演や美術館での展覧会だけではなく、スタッテン島行きのフェリー・ハーレムの路上でおこなわれる小さな催しのようなものまで含まれている。

NYDCAのコミッショナー、チェイピン氏は「NYDCAのグラントが民間からのファンドレイズを促進する保証（Seal）として機能しており、米国の文化支援は、あくまでも官民共同（Public Private Partnership）がもっとも重要な哲学である」と強調する。

この助成金とは別に、“Cultural Challenge Initiative（チャレンジ事業）”と呼ばれるプログラムも、NYSCAと共同で実施しており、芸術機関の事業約200件に総額500万ドル（6億円）が助成されている。この助成の特徴は、毎年3つのテーマが設けられ、民間からのマッチングによる資金調達をおこなうことが前提となっている点である（前述の一般助成には、マッチング・グラントは不要）。マッチングの割合は、助成額に応じて次のように決められている。

助成金の規模	市の助成額	民間からのマッチンググラント
\$5,000 - \$24,999	\$1.00	:
\$25,000 - 49,999	\$1.00	:
\$50,000 - 99,999	\$1.00	:
\$100,000 - \$250,000	\$1.00	:

⁽³⁵⁾ 現コミッショナーのチェイピン氏によれば、「民間人はだれも空調のダクトや発電器に寄付をしたい、自分の名前を付けたいと思わないが、停電になれば、温湿度管理された貴重なコレクションが損傷をうけるからだ」という。

95年度以降これまでに、このプログラムには大小あわせて1,865件の応募があり、726の機関に対して、1,660万ドルの助成金が提供されている。当初、この民間からのマッチング制度の導入には、小さな機関が対象からはずれることになるのではないかと、市議会からは大きな反対があったそうだが、実際にマッチングに失敗したのは、上記726件のうちわずか5件で、この制度が小さな芸術機関にも民間からの積極的な資金調達活動を促したことがうかがわれる。

なお、98年度の3つのテーマは次のとおり。

- A- Creation of New York : 新しい芸術作品の創造（期間中の公開が前提）
- B- Stabilization : 芸術機関の運営を安定化させるためのプロジェクト
- C-Training : プロフェッショナルになる前段階も含めたトレーニング・プロジェクトに対する支援

(3) サービス部門

直接的な予算支出はないが、ニューヨーク市文化部の特徴的な活動といえるのは、むしろこのサービス部門のプログラムであろう。具体的な内容は、図表19に示したとおりだが、他の部局と共同でアーティストに作品製作の機会を提供したり、芸術活動に必要な物品やスペースを安価に供給するなど、さまざまなメニューが用意されている。

とくに興味深いのは、アーティスト証明書である。市の用途地区制度によって、通常は居住が禁じられている工業地域内のうち、ダウンタウンのSoHo、NoHo⁽³⁶⁾地区だけは、プロフェッショナルなアーティストに限って、住居もしくは仕事場として使用することが認めてられている⁽³⁷⁾。この資格を証明するために発行されるのがこの芸術家証明書で、プロフェッショナルかどうかという条件は、決して主な収入源が芸術活動である、ということではなく、アーティスト自身が、常に芸術活動に取り組んでいること、つまり芸術活動にどれぐらいコミットしているかどうか、によって判断される。

「NYDCAは、ほとんどのアーティストが芸術活動だけで生計を維持できないことを認識しているため、芸術作品を販売することによって生活しているかどうかは、プロフェッショナルの定義とは関係ない」と市の発行する文書にも明記されている。表に示したように、申請には、アーティストとしての活動実績を示す資料の提出が求められているだけで、その質や収入構造は問われない⁽³⁸⁾。ただし、「創造芸術家」だけが対象で、ダンサーや俳優、演奏家など「実演芸術家」は申請できない。

また、パーセント・フォー・アート事業や、リサイクル品による芸術作品の材料提供など、市の他の部局がおこなう文化的なプロジェクトも、NYDCAが統括するしくみとなっている。こうした多種多様なサービスは、芸術やアーティストが市にとって必要不可欠なものであり、その存在をさまざまな方法によって維持し、アーティストのコミュニティを守るための事業といえる。

⁽³⁶⁾ Houston Street の南側の地域を SoHo、北側の地域を NoHo と呼ぶ。

⁽³⁷⁾ 用途地域制度の多角居住法の第7-B、第275条第6項、ニューヨーク市の文化部の第27条第3項に基づいて実施されている。

⁽³⁸⁾ このあたりの事情については、「塩谷陽子、ニューヨーク 芸術家と共に存する街、丸善ライブラリー（1998）」に詳しい。

図表-19 ニューヨーク市文化部の各種サービスプログラム

プログラム名	内 容
パーセント・フォー・アート・プロジェクト Percent for Art	<ul style="list-style-type: none"> 市の建設、増改築工事費の1%を、パブリック・アートの製作に配分する事業。83年創設以来、約200件が実施され、うち117件が完成。 工事費の2,000万ドルまでは1%以上、2,000万ドルを上回る部分は0.5%以上を芸術作品に支出するしくみ。1件あたりの予算は4,000万ドルが、年間の総予算は1億5,000万ドルが上限。
リサイクル品による芸術作品の材料提供 Materials for the Arts	<ul style="list-style-type: none"> 衛生局と共同で、企業のオフィスや個人から未使用の物品の寄贈を受け、非営利の芸術機関や個人の芸術家などに提供する事業。 無用となった絵の具、紙製品、オフィスや家庭の家具、半端布、ピアノ、コンピュータ、材木、ビニール、プラスチックなどが、再利用され、舞台美術や衣装の製作、劇場やギャラリー、オフィススペースの改善、展覧会やワークショップの実施に役立てられる。
地区開発との共同事業 Community Arts Development Program (CADP)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅都市開発省(HUD)のコミュニティ開発予算からの割り当て資金で、中低所得者層の住む地域に文化的なサービスを提供する芸術団体の建物整備や設備品、パブリック・アートの購入などを実施。 施設のバリアフリー化、エネルギーの節約、既存スペースの改装による劇場やギャラリーの整備、また、照明、音響設備、印刷機、炉や移動ステージなどの購入費用として使うことも可。
仮設住宅に住む子供向けプログラム Cultural Arts Program for Children Living in Temporary Housing	<ul style="list-style-type: none"> 市の公立学校、人材開発センター、州の教育局、民間の資金提供者と共同で、市内の仮設住宅に住む6~17才の1,500人の子供たちを対象に、放課後や週末、休暇中に、NYの主要文化施設に招待し、文学や科学、美術、パフォーミング・アーツなどの教育プログラムを実施。 幼年期向けのプログラムでは、子供博物館等に、両親と一緒に招待し、各種レクチャーを実施。
学校における教育普及事業 Arts Partners	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会、青少年課と共同で、幼稚園から中学校の教室に美術やパフォーミング・アーツ、文学、メディア・アートなどのティーチング・アーティストを派遣し、生徒と一緒に様々な活動をおこなう。 5つの行政区全体で、22ヶ所のコミュニティスクールで実施。
不動産支援事業 Real Estate Assistance Program (REAP)	<ul style="list-style-type: none"> 美術家、パフォーミング・アーツ・グループが、リハーサルや公演、展覧会、そして運営事務所のための安価なスペースを探したり、維持できるよう、カウンセリングや技術的な支援をおこなう。また、施設の購入や改修によって生じる法律や、建築、技術、デザイン関係の費用を削減できるよう協力している。
芸術家証明書 Artist Certification	<ul style="list-style-type: none"> S o H o 、 N o H o 地区に居住できる要件を満足する画家、彫刻家、作曲家、詩人、舞台美術家、振付家、ビデオ・アーティスト、映画作家、その他の芸術家に対し、市が発行する証明書。 市内の使用可能な作業場リストの作成、市の住宅開発・保護部局と共同で中低所得者向けの住宅情報を提供。 申請には、以下のような資料を添付。9月から翌年の6月まで毎月一回、アーティスト証明委員会が開催され、申請が検討される。ジャンル別に次のような資料を準備する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 美術：作品スライド、写真、展覧会の案内、カタログ、批評記事 作曲：楽譜、録音テープ、批評記事、演奏会の案内 振付：ビデオ・アート、振付ノート 作家・詩人：出版済みもしくは出版されていない作品や原稿、批評記事、リーディングや舞台講演の案内 映画・ビデオ・パフォーマンス：作品の事例、批評記事、案内

(資料) NYDCA提供資料、ホームページ掲載資料などから作成

(4) 芸術教育への取り組み

NYDCAが現在もうひとつ重点的に取り組んでいるのが、学校における芸術教育の復活である。米国では70年代の財政危機がきっかけとなって、数多くの学校で芸術教育がカリキュラムの中から削除され、現在に至っている。市では、その復活に取り組み始めており、今年、2,500万ドルの追加予算を措置するとともに、それに先立ち、アーネンバーグ財團から1,200万ドルの寄付金を得て、教育センターを96年の12月にスタートさせている。

教育課程における芸術カリキュラムの重要性については、全米の芸術界で、今最もホットな話題のひとつとなっている。こうした活動は、美術館や劇場、あるいは劇団やオーケストラなども積極的に取り組んでいるが、NYDCAとしても、こうした事業に前向きに取り組むことによって、将来の芸術の観客やパトロンを育成しようという狙いもその背景には存在している。

(5) 運営体制

NYDCAの組織体制は、代表理事（Commissioner）、副理事（Deputy Commissioner）のもとに、3名の理事補（Assistant Commissioner）が設置され、理事補はそれぞれ資金提供部門のCIG、キャピタル、プログラムの責任者を務める。現在のフルタイムのスタッフ数は38名で、チャレンジ事業への助成は8名の審査会（市長部局、市議会から4名ずつが参加）によって決定されるが、その他の助成や資金提供については、理事補を中心にしてNYDCA内部で決定されるしくみになっている。

3. ニューヨーク芸術財団（New York Foundation for the Arts、NYFA）

ニューヨークの政府系の芸術機関として、もうひとつニューヨーク芸術財団（NYFA）の存在を無視することはできない。NYFAは、州政府の文化局（NYSCA）をサポートするために、州政府によって1971年に設立された機関である。州政府からは独立した民間組織で、州政府の予算、民間からの寄付金、そして自らの事業収入によって活動をおこなっている。NYSCA、NYDCAからも助成を得ているが、他の機関と同様、助成申請をしなければならない。

前述したとおり、設立のもっとも大きな理由は、ニューヨーク州では、州政府が個人に対して直接的な寄付を行うことが禁じられているため、それを補完する意味から、個人芸術家への助成活動がNYFAの重要な役割となっている。財団（Foundation）という名称ではあるが、基金を持たないことが民間のフォード財団やロックフェラー財団との大きな相違点。そのため、州をはじめとした外部からの資金を受け入れ、それを必要なアーティストや機関等に再助成（Re-grant）するというしくみになっており、その点は、コミュニティ・ファンドに似た構造をもっている。

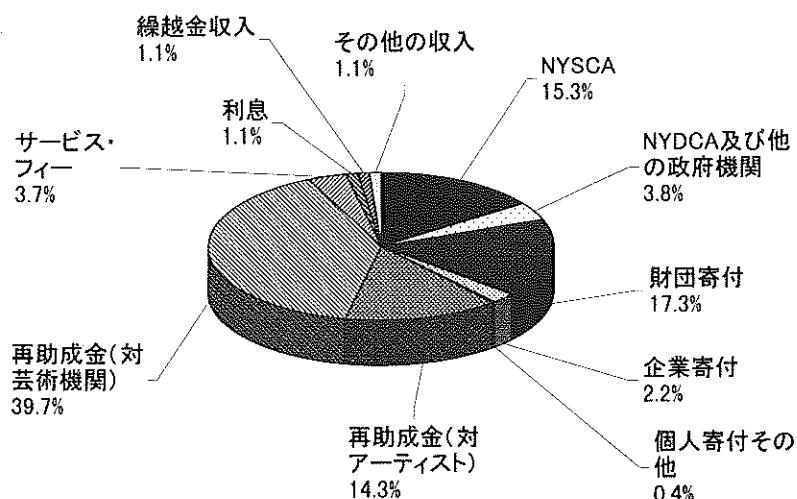
州政府によって設立されてはいるが、州からは完全に独立しており、独自の理事会を持ち、また25名前後のスタッフはすべて独自採用で、州からの派遣者は一人もいない。そのため、柔軟な運営が可能で、政府機関には禁止されているアドヴォカシー活動（啓蒙、政策提言など）も、市や州、国レベルで可能となっている。

(1) 事業予算と事業の構成

97年度の総事業費は、989万ドル（11億9,000万円）と決して規模の大きい組織ではない。そのうちの約2割がN Y S C A、N Y D C Aを含めた政府機関からの助成、同じく約2割が財団、企業、個人などからの民間寄付、また全体の14%、40%がそれぞれ個人アーティスト、芸術機関のスポンサーシップと呼ばれる再助成金で、外部の助成機関からN Y F Aを経由してアーティストや芸術機関へ再助成されるしくみになっている（図表20）。

再助成金以外にも約200万ドルが、個人や機関に対して直接N Y F Aから助成金として支出されており、全予算の75%にあたる740万ドル（8億9,000万円）が、個人および機関に対して助成されていることになる。N Y F Aでは、この総予算とは別枠で芸術機関への短期融資も実施しており、その額は約200万ドル前後となっている。

図表-20 N Y F Aの収入内訳（97年度、総予算989万ドル）



（資料）N Y F A提供資料より作成

N Y F Aの基本的な目標は、現代芸術家の創造活動を保障することで、こうした活動をとおして、一般市民が芸術を体験し、理解することを促進しようとしている。現在のN Y F Aの主要な事業は、①助成金部門、②芸術教育部門、③財政支援部門の3つに分けられ、予算規模は決して大きくないものの、きめ細かいサービスをアーティストや芸術機関に対して提供している。

(2) 助成部門 (Grant Programs Division - Artist's Program and Services)

このプログラムは、個人アーティストを支援することを主要な目的としており、5種類の個人向けプログラムと、1種類の芸術機関向けプログラムが用意されている。

① アーティスト助成金 (Artists Fellowship)

これは、N Y F Aの事業の中でもっとも重要なものの、ニューヨーク州内の個人芸術家に7,000ドルの助成金を授与するもので、図表21の16の芸術分野が対象になっている。以前は、

毎年16分野に助成金を支給していたが、州政府の予算削減に対応して、数年前から毎年交互に8分野を対象とするしくみに変更された。97年度は147名のアーティストに145件の助成金を授与している（2件は共同事業）。これまで14年間にこのプログラムで助成したアーティストの数は2,000名以上、総助成額は1,400万ドル（16億8,000万円）にのぼる。

図表-21 NYFAの個人助成の対象分野

1997年度	1998年度
<ul style="list-style-type: none"> • 建築・環境開発 Architecture/Environmental Structure • 振付 Choreography • 文芸 Fiction • 作曲 Music Composition • 絵画 Painting • 写真 Photography • 演劇もしくは映画脚本 Playwriting / Screenwriting • ビデオ作品 Video 	<ul style="list-style-type: none"> • コンピュータ・アート Computer Arts • 工芸 Crafts • 映画 Film • ノンフィクション文学 Nonfiction Literature • パフォーマンス／複合芸術 Performance Art / Multidisciplinary Work • 詩 Poetry • 版画、ドローイング、芸術家書籍 Printmaking / Drawing/Artists' Book • 彫刻 Sculpture

(資料) NYFA提供資料より作成

助成を受けられるのは、2年以上ニューヨーク州内に居住する18才以上の芸術家で、上記の分野を見ればわざるとおり「創造芸術家」が対象。俳優やダンサー、演奏家などの「実演芸術家」は対象とならない。

助成を受けたアーティストは作品を何らかの形で一般市民に公開しなければならない。そのため、助成金は2回に分けて、まず6,300ドルが支給され、残りの700ドルは、アーティストが一般市民に作品を公開するための資金として別枠で支給される。作品の公開活動は“Artists and Audiences Exchange”と呼ばれ、州内のNPAOと共同で実施される（多くの場合コミュニティ・レベルの小さな機関で、入場料は無料）。700ドルは、その際にアーティスト本人への報酬として支払われるしくみである。

これは、アーティストに対して助成金の成果を一般市民に公開することを義務づけ、アーティストとその作品を少しでも一般に普及させることを意図している。また、公開事業を主催するNPAOの財政的負担を軽減するとともに、アーティストにはいかなる場合も報酬が支払われるべきだ、という考え方に基づいている。事務局長のバーガー氏は、こうしたプログラムの狙いについて、「なぜアートが必要か、アーティストとはどういう人か、芸術機関はなぜ必要か、人生にとって芸術がどういう意味を持つのか、といったことを一人でも多くの人に理解してもらうことに最大限の努力を払っている」と強調する。

応募者は、現在の作品の代表的なサンプルを提出し、各分野のアーティストによって構成された審査会によって審査され、最終的にはアドバイザリー委員会（Artists' Advisory

Committee) で決定される。助成金を受けたアーティストは、NYFAの機関誌 “FYI” (季刊) に紹介され、興味を持ったNPAOがNYFAをとおして公開プログラムの企画を持ちかけられるしくみ。応募者数は8分野に対して、毎年4～5,000名。このうち助成金を受け取ることができるのは、100～120名といへん狭き門になっている。NEAが個人アーティストへの助成プログラムを廃止したため、現在では、おそらくNYFAが全米で最も個人アーティストからの応募件数の多い機関だという。

② SOSプログラム (Special Opportunity Stipend)

NYFAの個人アーティスト向けプログラムで、もうひとつ興味深いのは、SOSと呼ばれるもので、こちらは「創造芸術家」、「実演芸術家」の両方が対象になっている。これは、アーティストのキャリアアップにとってきわめて重要なチャンスに対して、それを獲得するために必要な緊急の資金を提供するというもの。金額は、50ドルから500ドルと少額だが、年に3回のラウンドがあり、各ラウンド1回の申請が可能(つまり毎年3回のチャンスがある)。

この資金を使用できる用途、できない用途は下表のとおり。あくまでもアーティストとしてのキャリアアップに重要なインパクトをもたらす活動への支出が前提で、申請書にはその理由が明記されていなければならない。その効果、実現性についても考慮される。

図表-22 NYFAのSOSプログラムの適応費用

支出が認められる費用	支出が認められない費用
<ul style="list-style-type: none"> • めったにない非常に意義のある指導者による指導料 • オーディションやアーティスト自身の展覧会、ワークショップなどのための交通費 • 照明やグラフィック・デザイン、工作など特別な技能を要する作業への報酬 • 特別なチャンスを活かすために必要な保育、デイケアのための費用 • 展覧会や公演、出版物などを完成するに必要な設備、道具、材料などの費用 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費、弁護士費用、会計士費用 • 不動産の購入、建設、改修にかかる費用 • 応募者自身の報酬 • 設備の購入 • 入場料、展覧会入場料、登録料、授業料、ワークショップ参加費用 • 組織や機関の設立、維持、運営等に関する費用 • 自費出版の費用 など

(資料) NYFA提供資料より作成

③ カタログ・プロジェクト (The Catalogue Project)

これは、ニューヨーク州在住の40才以上の女性写真家を対象に、毎年5人に、カタログ作成の費用として5,000ドルのグラントを授与するもの。カタログはアーティストにとって自分の作品を紹介するうえで、非常に重要なものであるが、最近では、多くのギャラリーがカタログ作成を省略するようになったことが、このプログラムの背景となっている。

④ フエリシモ・デザイン賞

世界的な小売企業フェリシモ (Fellisimo) と共同で実施されるもので、米国全域を対象に、芸術家による革新的かつ芸術的なデザインに対し、一人5,000ドルの賞金が4人に授与される。

⑤ ナショナル・ダンス・レジデンシー・プログラム

このプログラムは、全米のダンスカンパニーで仕事をする振付家の芸術的な成長を支援するもの。振付家の芸術的な考え方やアイディアを試し、創造し、発展させるのに必要な時間と財源を提供するために、毎年10万ドルのグラントが10件のダンス・カンパニーに与えられてきた。残念ながら、94年度から3年間限りのプロジェクト。

⑥ コミュニティ・アセット事業 (Community Assets)

これは、ロックフェラー財団と共同で97年度から始められた芸術機関向けの助成制度で、ニューヨーク市内の既存の芸術活動を見い出し、育成するのが目的になっている。毎年39万ドルが支給されるが、対象は活動予算の規模に応じて次の二つのカテゴリーに分けられている。

- 新進グループへの助成 (Evolving Group Support) : 年間の予算規模が10万ドル未満の小さなコミュニティ・ベースの機関15件が対象。1～1.5万ドルが2年間にわたって支給され、運営上の技術的なサポートとともに、一般運営費として使用することができる。アドバイスや指導の受けられる経験豊かな機関とのパートナーシップも提供され、1,000ドルまではその機関への支払いにあてるとも可能。
- 基盤助成 (Infrastructure Support) : 年間の予算規模が10万ドル以上100万ドル未満の比較的大きな501(c)(3)団体5件が対象。運営上の技術的なサポートとともに、3.5～4.5万ドルが一般運営費として2年間にわたって支給される。

このプログラムは、特定の事業に対する助成ではなく、あくまでも芸術機関の運営の健全化を図ることを目的としている。

(3) 財政支援部門 (Financial Programs Division)

この部門のプログラムは、NYFAが独自に助成をおこなうプログラムではなく、芸術機関や個人からの要請に応じて、NYFAが仲介役を果たすもので、①スポンサーシップと②融資の二つのプログラムが用意されている。

① スポンサーシップ (Sponsorship)

産業界のインキュベータのように、NYFAが大きな傘の役割を果たし、財務代理人として、新進の小さな芸術機関やアーティストをサポートするもの。とくにインディペンデント・フィルムやビデオの制作などが対象になる。

個人のアーティストには、基本的な会計や事業経営に関するサービスが提供され、あらゆる芸術分野のプロジェクトの開発、製作、流通に対して支援がおこなわれる。

芸術機関には、運営の安定化を図り、実践的な資金調達を可能にする組織的支援が提供される。財務サービスには、経理、会計、小切手管理、月間もしくは年間会計報告書、助成報告書、行政機関への登録などが含まれる。運営上のサポートには、組織計画、予算計画、資金調達、理事会の編成等に関するコンサルタントと研修会が用意されている。

さらに、個人や団体がNYFAの所有する501(c)(3)の資格を使って、政府機関や民間財団、

個人、企業などから助成金を獲得することも可能となっている。図表20に示されたアーティストや芸術機関への再助成金（約530万ドル）は、こうしてNYFA以外の機関から資金調達され、NYFAをスルーしてこのプログラムに参加している芸術機関やアーティストに提供されるものである⁽³⁹⁾。ただし、助成金が支給された場合は事務手数料が必要。毎月第一月曜日にはこの制度に応募するための研修会が開催されている。

96年度の時点で、70件以上の芸術機関と200件以上の個人アーティストが、NYFAのこのサービスを受けている。

② 融資 (Revolving Loans)

これは、ノンプロフィットの芸術機関のキャッシュ・フローのニーズに対応し、NEAやNYFA、NYDCAなどの政府機関と契約を締結するまでの間に、短期間、資金融資をするもので、ブリッジ・ローンとも呼ばれる。融資を実施した時点で、少額の手数料が発生する。個人の芸術家は、この融資を受けることができないが、NYFAのオフィス内には“Artists Community Federal Credit Union”銀行のオフィスが設置されており、この銀行は、普通預金をはじめとした個人向けの各種銀行口座や、個人、芸術団体に対する融資もおこなっている。

(4) 教育普及事業

① アーティスト・イン・レジデンス事業 (Artists in Residence、AIR)

AIRでは、ニューヨーク州内の学校や大学、地域、NPAOに対して、アーティストが学校や地域でおこなうプロジェクトを開発、実施するために助成金を提供している。具体的には、参加した学校やNPAOが参加アーティストと共同作業で教育における芸術プログラムを開発・拡充しようというもの。参加者は、画家、彫刻家、作曲家などのアーティストと一緒に共同作業をおこない、直接芸術を体験できる。

グラントの範囲は1,000ドルから10,000ドルの間で、学校などの参加機関も費用の一部を負担することが前提となっており、また、アーティストには、企画の検討段階も含め、1日あたり250ドルの報酬の支払いが奨励されている。

② ニューヨーク・コーラス事業 (NYC Choral Music Initiative)

ニューヨーク市の公立学校では、70年代に音楽授業が大幅にカットされ、現在、ニューヨークの3分の2の公立小学校では、音楽の授業がまったく実施されていない。そのため、94年度に学校向けのコーラスのプログラムが民間企業と共同で開始された。このプログラムの目標は、比較的安いコストで、質の高い音楽教育を膨大な数の生徒に提供することである。ニューヨークに限らず、こうした学校とタイアップした芸術教育の活動は全米の芸術機関が積極的に取り組んでいる。

⁽³⁹⁾ わが国の企業メセナ協議会の「助成認定事業」のしくみは、この方法と同様のものである。

③ 演劇教育活動

これは、N Y F Aがニューヨーク州の教育局と共同で始めたもので、生徒たちには生の演劇のパワーを直接体験するチャンスが与えられる。具体的にはニューヨーク市内の学校を対象に、E N A C Tという劇団が派遣されるしくみで、①4人のプロの俳優と、生徒の参加パートを含む劇場での公演、もしくは、②争いごとを解決する場面や演劇ゲームを体験できる4回の教室でのワークショップ、の二つのプログラムから選択できるようになっている。

このプロジェクトのもう一つのねらいは、公立学校の財源減少に対処しようというもので、この事業への参加校の先生には、他の民間機関から資金調達のためのプロポーザル作成に関する研修会が用意されている。

(5) その他情報サービス等

その他に、N Y F Aがおこなうユニークなサービスとして、アーティスト・ホットライン(Visual Artist Information Hotline)と呼ばれるものがある。

これは、アーティストのための情報提供をおこなう無料の電話サービスで、絵画、彫刻、ドローイング、クラフト、写真、ミクスト・メディアなどのあらゆる美術分野、および映画・ビデオの個人のアーティストがこの電話サービスを受けられる。サービスの対象は全米で、月曜から金曜まで東部時間の午後2時から5時の間いつでもホットライン・スタッフに直接相談できるほか、24時間の留守電サービスもある。

問い合わせに対して必要な情報は、通常翌日に郵送されるしくみ。年間4,000件もの電話があるため、コールバックは不可能という。提供される情報の内容は、個人の芸術家を対象にした助成金に関する情報、緊急の資金提供に関する情報、アーティスト・イン・レジデンシー・プログラムに関する情報、アーティストの健康や安全、保険、法律問題、仕事やインターンに関する情報、プロポーザルの書き方に関する情報など、アーティストが芸術活動を維持するうえで必要な多種多様な情報が提供されている。

最後に各部門別に、N Y F Aの助成金の応募者数、助成件数、財政支援サービスや電話サービス等の96年度の利用状況を図表23に整理した。どの助成事業もきわめて狭き門であり、また、1週間あたりの電話のコール数が5,000件を越えるなど、N Y F Aの助成やサービスに対する需要の大きさがうかがえる。

図表-23 NYFAの96年度部門別実績

部門	プログラム	応募件数	助成件数
助成部門	アーティスト助成金 ^(注1)	4,616	104
	SOS プログラム	391	192
	フェリシモ・デザイン賞	275	4
	カタログ・プロジェクト	140	5
	ダンス・プログラム	67	10
	コミュニティ・アセット ^(注2)	—	—
	小計	5,489	315
教育普及部門	アーティスト・イン・レジデンス	97	41
	ニューヨーク・コーラス事業	95	6
	小計	192	53
	助成事業の合計	5,681	368
財政支援部門	個人向けスポンサーシップ事業(再助成)	52	27
	機関向けスポンサー事業(再助成)	20	8
	リボルビング・ローン(実施件数)	—	143
その他情報提供等	アーティスト・ホットライン (96/3-96/6)	925コール	814通 (資料送付)
	1週間の電話コール数 (97/1/21-97/1/24)	日中 5,069	夜間 246

(注) 1:アーティスト助成金に伴う公開事業は、20の郡の73件のNPAOによって101件実施。

2:コミュニティ・アセットには97年度助成に450件が応募

3:96年度のスポンサーシップ事業は、総応募件数219件のうち、72件が応募手続きを実施し、うち35件が対象となった。ただし、これまでに実施中のものとあわせ、70以上の機関、200名以上の個人がこのプログラムを利用中。

(資料) NYFA提供資料より作成

4. ニューヨークにおける芸術活動の経済的效果

米国の文化政策に関連して、政府機関が最近注目しているのが、芸術活動の経済的效果である。

こうした考え方方が生まれたのは80年代の半ばで、以後、NEAをはじめ、各地のSAAなどでも芸術活動の経済波及効果に関する調査が実施されている。

ニューヨーク地区では、これまで83年と92年にマンハッタン、ニュージャージー大都市圏を対象に、芸術産業のもたらす経済的な波及効果に関する本格的な調査が実施され、興味深い結果が公表されている⁽¹⁰⁾。

NYDCAのコミッショナー、チェイビン氏は、「政治家や行政官たちは、ニューヨークの芸術文化が、ニューヨークの経済活動にとって、ウォール・ストリートに次いで、他のどんな産業よりも重要な要素だと気がつき始めた」という。NYSCAの副事務局長ロイス氏も今後は、芸術産業の経済的效果を重視すべきだと強調する。というのも、芸術の経済的效果について、最近、ニューヨークを対象にふたつの調査レポートが公表されたためである。ひとつがニューヨーク市とニューヨーク州の芸術の経済波及効果を研究したもの⁽¹¹⁾、もうひとつが芸術サポートに投入さ

⁽¹⁰⁾ 吉本光宏、片岡真実「芸術は都市をよみがえらせる－米国における芸術経済効果とパブリック・アートを中心に－」ニッセイ基礎研究所 調査月報 1994年9月号

⁽¹¹⁾ The Alliance for the Arts, "The Economic Impact of the Arts on New York City and New York State" 1997

れた公的資金を、投資的な観点から分析したもの⁽⁴⁾で、前者は、対象エリアが異なるものの、上記の83年、92年の継続調査として実施されている。

(1) 芸術産業の経済波及効果

この調査では、NPAOだけではなく、コマーシャル・ギャラリーやブロードウェイの商業劇場、映画・テレビ産業といった営利セクターも含まれているが、それらの芸術産業が95年度にニューヨーク州内で生み出した経済波及効果は、134億ドル（1兆6,000億円）とされている。また、17万4,000人の雇用を生みだし、これら芸術関連産業の経済活動によって、ニューヨーク州には4億8,000万ドルの税収がもたらされたとされている。個々のセクターごとの内訳は、図表24のとおりである。NPAOの存在の大きさがこの表からも明らかであるが、域外からもたらされる経済効果として、観光客の消費活動も重要な要素であろう。

この結果をニューヨーク市に限ってみてみると、芸術活動がもたらした経済波及効果の規模は111億ドル（1兆3,300億円）、130,466人の雇用が生み出され、2億2,100万ドル（265億円）の税収が市にもたらされたとされている。経済波及効果、雇用効果は、ニューヨーク州全体の7割から8割を占めており、ニューヨーク市の芸術活動の規模、重要性が浮き彫りにされている。

図表-24 ニューヨーク州における経済波及効果、雇用創出効果（95年度）

	経済効果 (百万ドル)	雇用効果
非営利芸術団体 Nonprofit Organizations	4,056.4	55,725
ギャラリー、オークション・ハウス Art Galleries & Auction Houses	894.9	7,700
コマーシャル・シアター Commercial Theater	1,064.3	11,981
映画・テレビ制作 Motion Picture & TV Production	4,437.3	50,869
観光客の消費活動 Visitor Spending	2,754.3	45,782
建設投資 Capital Investments	208.0	2,004
合計	13,415.2	174,061

(資料) The Alliance for the Arts, The Economic Impact of the Arts on New York City and New York State, 1997

(2) 公的資金の投資効果

一方、もうひとつの調査は、州や市が芸術に投入した公的資金を、投資的な観点から分析しようというものである。調査の結果、芸術分野への投資は、ハイリターン、ローリスク、そしてかなりの投資チャンスがあるという分析がなされている。

まず、ハイ・リターンの根拠としてあげられているのが、投入した税金に対する税収の割合である。分析には、上記の経済波及効果調査の結果も用いられているが、要点は次のとおり。

- 95年度に芸術に投資された公的予算は、ニューヨーク州が6,500万ドル、ニューヨーク市が

⁽⁴⁾ McKinsey & Company, Profile of a Great Investment for New York State, June 1997

9,100万ドル。その他の公的資金をあわせた州全体の芸術への投入予算は1億9,700万ドルである。

- それらの活動によって生み出された税収は、ニューヨーク州が4億8,000万ドル、市が2億2,200万ドル、そして州内のすべての郡、市、それに州の税収を合計すると、7億6,100万ドルに達している。
- したがって、投資に対するリターンは、州が700%、市が240%、州全体で380%となる。

また、投資による効果は、経済的ものと経済的ではないものに分けて整理されているが、経済的な効果としては次のような点が指摘されている。

- 州の総生産の3%が芸術によって生み出されており、これは建設業とほぼ同規模である。
- 芸術産業によって雇用される18万3,000人は、州全体の労働力の2%に相当する。
- 芸術家は、芸術活動だけでは生計を維持できないため、芸術産業以外の分野でも有能な（芸術家の多くは大卒以上の学歴を有しているため）労働力として大きなポテンシャルをもっている。
- 芸術産業は、広告、建築、デザイン、ファッション、メディア、印刷、技術開発、観光など、州にとって重要な他の分野の産業を直接的にサポートする才能やアイディアを供給している。
- 芸術は、文化施設に膨大な人を惹きつけ、飲食業や商業などのサービス産業に新しいビジネスチャンスを生み出している。

さらに、ローリスクの根拠としては、N Y S C Aが、1,400の芸術機関に投資を分散していること、芸術機関は公的資金1に対して、民間から9の資金を調達するため、投資リスクは10分の1に軽減される、といった点が指摘されている。

(3) 芸術における経済的効果測定の意義

これら二つの調査は、ともに芸術の価値を、芸術的な観点からではなく、経済的な視点から見直そうとするものである。しかし、注意しなければならないのは、経済的な効果が芸術活動の最終目標ではない、という点である。

N Y S C A、N Y D C Aとも、インタビュー調査時には上記の二つの調査レポートを示され、「これまで経済的な負担ばかりが強調されていた芸術活動は、経済的にも大きな価値を有しているということがこの調査によって証明された」と力説された。しかしそれは、政府機関が、経済的な効果を追求するために芸術活動をサポートしているということでは決してない。この事実を用いて、あくまでも、芸術の分野に投入されるべき公的資金の拡大を目指しているのである。

そのため、経済波及効果に関するレポートはコンパクトな要約版が作成され、関係者に配布されている。また、もう一方のレポートもわかりやすいグラフや写真を使って、視覚的に訴えかける努力がなされ、時には歯の浮くような美辞麗句が並べられて、芸術が経済的な観点からもいかに有意義なものであるかということが、繰り返し強調されている。

つまり、N Y S C AにしてもN Y D C Aにしても、この調査結果をアドヴォカシーやロビーイ

ングのツールとして使うことを最大の目的にしているのである。実際、両方の調査にかかわった The Alliance for the Arts のブルシャイト代表によれば、83年、92年の調査は少なからず米国内の芸術に対する公的資金投入の再評価に一石を投じたという。

わが国でも、様々な芸術イベントの経済波及効果が注目されているが、それが目的化されるケースも多いのではないだろうか。そういう意味で、米国における芸術の経済的効果測定に関する調査は、逆に、経済的効果が芸術の主目的ではない、ということあらためて示しているともいえよう。

IV. 米国政府機関の文化政策から学ぶこと

米国の文化政策について、ここまで、連邦政府の芸術助成の実態とNPO税制の考え方やしくみ、州政府をはじめとした地方政府の文化政策の基本的枠組み、そしてニューヨークの3つの政府系文化機関の具体的なプログラムについて整理してきた。これら米国の文化政策から日本は何を学ぶべきだろうか。

冒頭に述べたように、わが国と米国では、文化政策の基本的な構造が根本的に異なっている。芸術活動を支える財源の構成比率の違い、すなわち、米国では90%以上が個人を中心とした民間の財源によって支えられているのに対し、わが国では、国および地方自治体の公的予算の割合が90%以上を占めている、という事実からもそれは顕著である。

また、芸術や文化の根ざす社会的なしくみや歴史的な背景、さらには、芸術に対する一般市民の考え方、社会的な位置づけなど、芸術文化を支える環境の違いを考えれば、米国の文化政策とわが国とのそれを容易に比較・分析することは、あまり合理的とは考えられない。

しかし、米国の文化政策のしくみや考え方を理解したうえで、わが国の芸術文化を取り巻く環境を俯瞰することによって、これまでにはない文化政策の視点を見いだすことも可能ではないだろうか。そこで最後に、わが国の現状を踏まえたうえで、米国の政府機関の文化政策から学ぶべき点について考察をおこなった。

(1) 文化政策の基本構造

① NPO制度

まず第一にあげられるのが、政府機関に属さず、営利を目的としない（民間）非営利芸術機関⁽¹⁰⁾の存在が、米国の活発な芸術活動を支える基本的な骨格を成していることに注目したい。米国で第3セクターといえば、この非営利団体のことをさす。第1セクターは政府機関、第2

⁽¹⁰⁾ わが国と異なり、米国ではNPOはとくに「民間」と特定されない。逆にプライベートといわれると、特定の団体や個人の利害を代表しているというニュアンスが強く、それは、プライベート・ファウンデーションとパブリック・チャリティの扱いの違いに、端的に表れている。プライベートの対立概念として「パブリック」という用語が使われるが、わが国では公共と訳されると同時に、政府機関と理解される。すなわち、米国のNPOやPublicという用語に対する適切な日本語が存在しないわけで、このことはそうした概念、あるいは社会的なしくみそのものが欠如していることを物語っている。

セクターは営利を目的とした民間組織で、NPOは政府機関にも民間にも属さないセクターということになる。

このことをわが国の劇場運営を例に考えてみると、最近増加傾向にある財団法人、すなわち日本でいうところの第三セクターによって運営されているケースは、米国のNPOに近い形といえる。しかしながら、わが国の財団法人は、政府機関の外郭組織として国や自治体によって設立・運営されたり、あるいは民間企業の社会貢献活動の一環として設立・運営されているという点で、政府機関からも民間企業からも完全に独立した存在とはなり得ていない。

しかし運営の実際をみてみると、民間劇場でありながら、公益的な活動を展開する例、逆に、公共劇場でありながら、民間劇場と競合するような活動を実施している例なども散見される。このことはすなわち政府機関からも独立し、かつ営利を追求する民間機関でもない、という概念、あるいはそうした機関の社会的な位置づけが確立されていないことが原因だと考えられる。これから多様な価値を認め合う社会を創出していくためにも、これらNPOの基盤整備は重要で、多様な価値観に裏打ちされた芸術活動にとっては、なおさらのことである。

今年わが国で成立した、「特定非常利活動促進法（いわゆるNPO法）」は、こうした不備を解消する意味でも画期的なものだと思われる。しかしながら、12月1日に施行されたこのNPO法、芸術団体をはじめ、各種市民団体などからは、NPOとして認証を受けることがどのような意味を持つのかという点に関して、十分な理解が得られているとはいえない。NPOの資格取得のメリットは何かということがその焦点であるが、大ざっぱにいえば、現制度のなかでNPOの資格を取得しても、これまで任意団体として活動していたことによる不都合が解消されるだけで、特別のメリットが生じるわけではないと思われる⁽¹¹⁾。

米国と同様にNPOの活動を活性化するためには、NPO法案検討の過程で積み残しにされた税制優遇に関する諸制度の整備が不可欠だと考えられる。税制優遇措置の検討に関しては、米国の例に見られるように、様々なケースを想定し、厳密な規定を設ける必要がある。

- まず、第一のポイントは、NPOの中で、どの団体に税制上の優遇措置を付与すべきかを特定する方法であろう。その際、収入構造に基づいた客観的な算式により（担当官の判断に左右されることなく）、税制上の特典を持つパブリック・チャリティを特定するという米国の方針は、研究に値すると思われる。
- 第二のポイントは、民間企業や個人からの寄付税制の改善であるが、これについては、単に控除の枠を拡大するということではなく、大幅な減税と合わせて導入しなければ、効果は見込めないとと思われる。兆円単位の減税をおこなったうえで、さらに特定のNPOに寄付をすれば、さらなる減税に結びつく、といった政策減税を導入し、大規模なキャンペー

⁽¹¹⁾ 法人格のないことによる社会的な信用度の低さや、個人が契約当事者とならざる得ないことからくる不都合などは解消される。しかし、NPOとして登録することによって、それまで必要ではなかった報告義務などが生じて、かえって負担が増えるのではないかという懸念もある。

ンを展開することによって、はじめて具体的な効果が現れるのではないだろうか。

- そして、第三のポイントは、NPOの自助努力を促すために、収益事業に対する税制の優遇措置を設けることである。ただし、これについてもむやみに特典を与えるのではなく、米国の非関連事業収入の規定なども参考にしたきめの細かい検討が必要だと思われる。

② 文化予算の芸術創造への投資

わが国の文化庁の予算規模は、98年度で819億円。予算の規模だけを比較すると米国を大幅に上回っている。これまで文化財の保護に偏りがちだという指摘も多かったが、日本版NEAの芸術文化振興基金の創設、さらにはアーツプラン21の施行などにより、民間芸術機関や団体への助成金も、近年徐々に充実してきた。

ただ、わが国の芸術機関への助成金は、ごく一部のものを除き、依然として、事業収入では回収できない「赤字」部分への補填というニュアンスが強い。これからは、将来の芸術文化創造への「投資」という発想や、事業助成だけではなく運営助成の制度（GSO）を設けるなど、活動を維持し発展させるためのシード・マネー的な助成も考慮されるべきであろう。この考え方は、地方自治体についてもあてはまるとはいうまでもない。

(2) 地方自治体の文化政策

① 予算枠の見直し

わが国の地方自治体の文化政策と、米国の州政府、地方自治体の文化政策を比較してまず気がつくのは、規模では比べものにならないほど、わが国は潤沢な文化予算を支出しているという点である。96年度の地方自治体の文化予算（文化財保護予算を除く）は、都道府県、市町村をあわせて約7,000億円、米国のSAAの予算（98年度）の17倍、都道府県の予算約1,500億円に限っても3.5倍の規模を有している。しかし、現在の地方自治体全体の文化予算の内訳をみれば、建設費が約5割、施設の維持管理費が約3割を占めている⁽¹⁵⁾。ここ数年間、建設費は減少傾向にあるが、これまでにハイピッチで整備されてきた文化施設の維持管理費が急増し、事業に投入される予算を圧迫する形になっている。

地方自治体が直接、あるいは公立文化施設を経由して実施する純粋な意味での文化事業の予算は、全体の2割、1,500億円にとどまっている。この予算額そのものは、米国のSAAの予算規模よりも大きい。しかし、米国ではその数十倍もの予算が民間から芸術文化のソフトに供給されていること⁽¹⁶⁾、わが国は地方自治体の予算が全体の9割を占めていることを考え合わせれば、この予算規模は小さいといわざるを得ない。したがって、これまでにも何度も指摘されているように、何よりもハード偏重の予算枠の見直しが急務と思われる。

⁽¹⁵⁾ ニューヨーク市は、市の所有する文化施設の建設費、維持管理費に相応の予算を割いているが、これは米国では例外的な存在である。

⁽¹⁶⁾ 民間の寄付の中には施設整備に関するもの含まれているがその割合は不明。この点を考慮しても、わが国の芸術文化のソフトに投じられる予算規模は極めて少ないと思われる。

その際に注目したいのが、ソフトへの公的予算配分に伴う経済波及効果である。現在の公共文化施設の建設は、芸術文化の振興だけではなく「公共投資」という名の景気対策も主要な要因となっているからである。わが国でも公共交通網やコンベンションセンターなど公共事業の「建設」投資に対する経済波及効果の測定は一般的であるが、本レポートで紹介した米国の「芸術ソフト」だけに焦点をあてた経済波及効果、投資効果については十分な研究がなされていない。

仮に、同規模の公的予算を、建設工事に投資したケースと、芸術ソフトに投資したケースで、その経済的効果を比較した場合、建設投資に匹敵するか、もしくは建設投資と比較してもある程度の規模の経済的効果が生み出されていることが証明されれば⁽¹⁷⁾、この予算枠の見直しに大きなインパクトを与えることができる。そういう意味で、この分野における本格的な研究の成果が待たれるところである。

② サービス機関として取り組み

もうひとつわが国の地方自治体が、米国の文化政策から参考にすべき点は、N Y D C AやN Y F Aが実施しているサービス部門の活動である。芸術家や芸術団体の活動の底辺を支え、維持するための情報や専門的ノウハウ、サービスの提供などには学ぶ点が多い。とくに、公演や展覧会といった芸術の最終成果に対する支援ではなく、その創作過程を支える発想が重要と思われる。N Y D C Aのアーティスト証明書やリサイクル品の活用、あるいは「創造芸術家」を対象にしたN Y F Aの個人助成制度やS O S プログラム、そして組織経営の専門業務をサポートするスポンサーシップ・プログラムなどは、その代表例であろう。

こうした芸術家や芸術機関に対するサービスは、公的機関だけではなく、民間助成財団、あるいは文化施設を運営する民間機関にとっても参考になる点が多い。

わが国では、自らは芸術活動をおこなわず、また公演や展覧会も主催することなく、芸術活動を支援、育成する「芸術サービス機関」という概念が認知されていない。地方自治体に限らず、民間芸術機関なども共同で、この芸術サービス機関の育成を図ることも、今後のわが国の文化政策にとって、重要な課題だと思われる。

(3) 既存芸術機関のN P O化

最後に、実際に芸術活動に取り組む芸術団体や芸術機関、文化施設の位置づけや役割についても考察しておきたい。

N P Oの芸術機関を育成していくことが、わが国これから文化政策にとって重要なことはすでに述べたとおりである。しかしながら、現在の状態からまったく新たにN P Oの芸術機関を創出していくことは、N P Oの芸術機関の概念の普及や定着も含め、非常に時間のかかる作業である。

そこで、既存の公立文化施設あるいは民間の文化施設の中で、その目的や性格、事業内容など

⁽¹⁷⁾ 本レポートで紹介したニューヨークの経済波及効果の規模を見れば、十分可能性はあると思われる。

から判断して、N P Oの芸術機関としての特性を備えたものを抽出し、(法的な措置が間に合わなくても) 社会的にN P A Oとして位置づけていくといったことを提案したい。

その際にキーとなるのが「公益性」と「非営利」の概念であるが、例えば、公立ホールの中でも「貸し館」に徹している施設は、「益」を受ける主体は、借り手側である芸術団体（つまり限られた集団）が中心で、必ずしも公（General Public）に広く「益」をもたらしているとはいえない。一方、積極的な自主事業やアウトリーチ活動を展開することによって、地域に対して広く芸術の価値を普及することに取り組んだり、あるいは新しい作品を積極的に創造・公開することによって、新たな芸術の社会的な価値を生み出そうとしている施設や機関は、N P A Oの性格を有するものと思われる。

したがって、これらの文化施設や機関は「N P A O」として位置づけ、前者の「行政サービス施設」的な公立ホールとは区別してはどうだろうか。その場合、運営主体は行政から独立させ、行政本体は一般運営費などを支える主要な財源提供者（スポンサー）として機能する、といった発想や割り切りも必要になると思われる。ニューヨークのC I Gのしくみは、まさしくこうした考え方のモデルケースととらえることも可能だろう。

また、民間の劇場や美術館の中には、株式会社等、営利を目的とした法人形態となっていても、実際の活動では「営利」を追求していないケースも多い。こうした観点からみてみると、商業劇場や貸し会場など一部のものを除けば、かなりの数の民間文化施設や芸術機関がN P A Oの範疇に属するものと考えられる。民間企業が運営の下支えをしている劇場やコンサートホール、あるいは新人发掘などを目的に、ノンプロフィットを標榜しているギャラリーなどはそのいい例であろう。

その際、複数の民間助成財団や民間企業から助成金、協賛金を得ていること、あるいはこれらの機関や施設の運営を支える不特定多数の市民団体が存在することなどで、ある種の「公益性」を認め、こうした文化施設や機関には、国や地方自治体が積極的に財政援助をおこなうといった「逆マッチング制度」などは考えられないだろうか。

こうした既存の公立文化施設、民間文化施設からN P O的な施設や機関を区分することは、日本におけるN P A Oの社会的な意義を啓蒙・普及し、税制上の優遇措置を与えるべきN P A Oの条件を明確にするといった点からも有効な手段ではないかと思われる。

* * *

ここに列記した考え方は、必ずしもわが国の文化政策の現状を詳細に分析した結果のものではなく、米国の文化政策の現状から発想されたアイディアに過ぎない。

そういう意味で、政府機関の文化政策に限らず、米国の芸術文化を支える社会的なしくみの中で、わが国がもっとも参考にすべき点は、芸術や文化の多様な価値を社会全体として受け入れ、育成して

いこうという姿勢ではないだろうか。芸術の価値を高め、社会に広めていくといった強い目的意識や使命感 (mission) さえあれば、それが個人であろうと団体や機関であろうと、そうした活動を支え、育成していく社会的な枠組みが米国には用意されている。

それは、多様なN P A Oの活動を保障し、育成する法制度や、活動の資金源を提供する活発な寄付活動に代表されている。が、同時に、その枠組みの中には、N P A Oが特定の者だけの利益を優先してはならないということが、市民によってチェックされるしくみが内包されている点も見逃せない。これまで、政府・行政主導で歩んできたわが国と比較して、果たしてどちらが民主的な社会といえるだろうか。

こうした観点から、N P A Oを中心とした米国の文化政策を俯瞰すると、それは、多様性を認め合う、民主的・社会のひとつのあり方を象徴しているようにも思われる。そして、多様な価値観が混在し、許容しあう芸術文化にこそ、こうした多様な価値を認め合う社会創出の牽引車的な役割を担う可能性がある、ということを、米国の文化政策は示しているように思われる。

◎ 参考文献・資料

- AAFRC Trust for Philanthropy, "Giving USA 1998", 1998
- The Alliance for the Arts, "The Economic Impact of the Arts on New York City and New York State", 1997
- Arthur Andersen, "Charitable Giving – A Tax Guide for Individual Donors, Twelfth Edition", May 1995
- The Department of the Treasury, Internal Revenue Service, "Publication 526 – Charitable Contributions", March 1998
- The Department of the Treasury, Internal Revenue Service, "Publication 557 – Tax-Exempt Status for Your Organization", May 1997
- The Department of the Treasury, Internal Revenue Service, "Publication 598 – Tax on Unrelated Business Income of Exempt Organizations", February 1998
- Joan Jeffri, "The Artist in an Integrated Society", *Stephen Benedict (Ed.) "Public Money and The Muse"*, 1991
- Joan Jeffri, "Arts Money – Raising it, Saving it, and Earning it", 1989
- Judith H. Dobrzynski, "Across U.S., Brush Fires Over Money for the Arts", *New York Times*, August 14, 1997
- McKinsey & Company, "You Gotta Have ART! – Profile of a Great Investment for New York State", June 1997
- National Assembly of State Arts Agencies, "Highlights of State Arts Agency Grant – Making Activities", May 1995
- National Assembly of State Arts Agencies, "Legislative Appropriations Annual Survey – Fiscal Years 1997 & 1998 UPDATE", July 1998
- National Assembly of State Arts Agencies, "Public Funding Sourcebook", 1998
- National Endowment for the Arts, "1996 Annual Report"
- National Endowment for the Arts, "A Brief Chronology of federal Involvement in the Arts 1965 – 1995", 1995
- National Endowment for the Arts, "American Canvas – An Arts Legacy for Our Communities", 1997
- National Endowment for the Arts, "A Rural Sampler – Fostering Creative Partnerships", 1991
- National Endowment for the Arts, "Arts Corps – The first three years", 1995
- National Endowment for the Arts, "Grants to Organizations 1999", December 1997
- New York Foundation for the Arts, "Annual Report 1994"
- New York Foundation for the Arts, "FYI", Summer 1997

New York State Council on the Arts, "Funding Report 1995-96", 1997

New York State Council on the Arts, "Program Guidelines"

President's Committee on the Arts and the Humanities, "Creative America - A Report to the President", 1997

雨宮孝子「NPOをめぐる法制度と税制度」山岡義典編著『NPO基礎講座』ぎょうせい、1997年
片山泰輔「米国連邦政府（NEA）の演劇・ダンス支援策の軌跡」『Viewpoint No. 4』財団法人セゾン文化財団、1997年

出口正之「アメリカの非営利セクター」本間正明編著『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社、1993年

電通総研「欧米主要5ヶ国の文化支出に関する調査研究（平成7年度版）」、1996年

能代昭彦「日本のNPO法—特定非営利活動促進法の意義と解説」ぎょうせい、1998年

橋本恭之「アメリカの公益法人税制の現状」橋本徹、古田精司、本間正明編『公益法人の活動と税制—日本とアメリカの財団・社団』清文社、1986年

文化庁文化部「わが国の芸術文化振興施策の概要」、1998年

文化庁「地方文化行政状況調査報告書—平成8年版」1998年

吉本光宏、片岡真実「芸術は都市をよみがえらせる—米国における芸術経済効果とパブリック・アートを中心に—」ニッセイ基礎研究所 調査月報 1994年9月号

◎ Personal Interviews

Schuyler G. Chapin, Commissioner, City of New York Department of Cultural Affairs, June 8, 1998

Theodore S. Berger, Executive Director, New York Foundation for the Arts, November 26, 1997

Michael L. Royce, Deputy Director, New York State Council on the Arts, May 20 1998

◎ On-Line Resources

Americans for the Arts, <http://www.artsusa.org/index.html>

City of New York Department of Cultural Affairs, <http://www.ci.nyc.ny.us/html/dcla/home.html>

Internal Revenue Service, <http://www.irs.ustreas.gov/prod/cover.html>

National Assembly of State Arts Agencies, <http://www.nasaa-arts.org/>

National Endowment for the Arts, <http://arts.endow.gov/>

New York Foundation for the Arts, <http://www.artswire.org/nyfa/nyfa.html>